さいしん

第3号　2005年7月12日

袴田巌さんの再審を求める会　会報

〒140-0013
東京都品川区南大井5-11-5-706
TEL/FAX 03-3766-3072(平野方)
〒240-0024
横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町53-4-205
TEL/FAX 045-743-1468(鈴木方)

年間会費：3,000円　／郵便振替口座番号：00120−3−410592／口座名称：袴田巌さんの再審を求める会

“9・3袴田巌さんの再審を求める市民の集い”

９月３日（土）は袴田事件発生の地

清水に結集しよう！

９月３日（土）、はーとぴあ清水（清水福祉会館）において『袴田巌さんの再審を求める市民の集い』（主催：袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会）が開かれます。

この6月30日で、事件発生から40年目の夏を迎えることになりました。袴田さんは現在69歳。長年の拘留生活で精神状態が悪化しており、一日も早い再審の実現が必要とされています。

今回の集会会場となる“はーとぴあ清水”は、かつての清水警察署があった場所だそうです。事件発生から一月半後、逮捕された袴田さんは清水警察署で拷問とも言える取調べを受けた上、自白を強要されました。以来袴田さんは、囚われの身となり、今も無実を訴え続けているのです。

そんな袴田事件の地元・清水で開かれる今回の集会を、私たち“求める会”も全力で支援します。袴田さんの再審実現のために、みんなの力を清水に結集して、集会を成功させましょう！

（集会の詳細については別添ビラを参照してください）



～ Contents ～　『さいしん』第３号　目次

報 告『狭山事件の再審を求める市民集会』で袴田事件の支援をアピール
鈴木　武秀（求める会　事務局長）　＜２ページ＞

報 告『えん罪袴田事件　第６回全国現地調査　参加報告』
鈴木　武秀（求める会　事務局長）　＜4 ページ＞

『求める会』５・６月勉強会　報告
『月例勉強会に参加した感想』　ペンネーム　“MC”　＜6 ページ＞
『秋山賢三弁護士、村崎修弁護士と支援者が共に行う勉強会』
江口　良子（求める会　事務局）　＜6 ページ＞

報 告『八王子医療刑務所参観動向レポート』　鈴木　武秀（求める会　事務局長　＜8 ページ＞

『救援』5/10 号より　『巌には何より元気でいてほしい』　袴田　秀子　＜9 ページ＞

特集『今、再審事件をどのように闘うべきか ～ 袴田事件での体験をふまえて』
小川　秀世（袴田事件弁護団）　＜10 ページ＞

『再審通信』5/10 号より　『袴田事件即時抗告棄却決定に対する特別抗告について』
伊藤　和夫（袴田事件弁護団長）　＜22 ページ＞

報 告『東アジア反日武装戦線が予告したもの』の集いに参加して
平野　雄三（求める会 代表）　＜26 ページ＞

報 告『共に「いのち」を考える―死刑執行停止法の制定に向けて―　傍聴報告』
平野　雄三（求める会 代表）　＜28 ページ＞

映 像『「証言・名張毒ぶどう酒事件」（1987 年：東海テレビ製作）を観て』
Ｉ．Ｓ　（求める会 会員）　＜30 ページ＞

活動報告ほか　＜32 ページ＞

『狭山事件の再審を求める市民集会』（５月 24 日・日比谷野外音楽堂）

四千人の参加者の前で、狭山事件との連帯と

袴田巌さんの無実を訴えました！





5月 24 日（火）、東京・日比谷野外音楽堂において、『狭山事件の再審を求める全国集会』が開かれ、袴田巖さんの再審を求める会代表・平野雄三が、狭山事件との連帯と、袴田事件の支援のアピールを行いました。

去る 3 月 16 日の最高裁の棄却決定を受け、全国から 4,000 人を集めて開かれた今回の集会。冒頭にあいさつした人材育成コンサルタントの辛淑玉さんは「狭山事件は日本社会の差別問題の縮図。みんなでこの一点を突破しなければいけない」とあつく訴えました。

つづいて狭山事件弁護団主任弁護人の中山武敏弁護士は、新証拠のさらなる提出を申し出ていたにもかかわらず、だまし討ち的に出された今回の棄却決定のやり方を徹底批判。今秋にも申し立てる予定の第 3 次再審請求審でも、強力な新証拠を提出して闘うと表明しました。



石川一雄さん（左）と石川早智子さん

青木孝弁護士は、自らが担当している万年筆の問題点を説明。発見経過といい、インクの色の問題といい、すべてが警察によるねつ造を示しているとしました。

弁護士で、狭山事件の再審を求める市民の会代表の庭山英雄氏は、日本の裁判の官僚制度が、今回の棄却決定を生んだと指摘。民主司法の実現のためにも狭山事件は勝利しなければならず、不退転の決意で闘うと語りました。

そして、石川一雄さんが早智子さんとともに登壇すると、場内のボルテージは最高潮に達しました。



壇上から袴田事件の支援と連帯を訴える平野代表

「今回は本当によい結果が出るものと期待していただけに、棄却決定の知らせを最初に目にした時は信じられない思いだった。しかし私は打たれ強い人間なので、第 3 次再審請求に向け、また全力で戦います」。

毅然とした表情で声をあげると、場内から割れんばかりの拍手が沸き上がりました。

そして、他の冤罪事件からのアピールとして、求める会、平野が袴田事件の支援を呼びかけました。「狭山事件の石川さんは、部落差別によって犯人に仕立て上げられていったが、袴田さんも元プロボクサーだったことから、『ボクサーくずれ』というレッテルを貼られ、事件当初からマスコミ等で犯人視されてしまった。

事件発生から 39 年が経過し、現在も東京拘置所にいる袴田さんは、拘禁症状から精神に異常をきたし、家族との面会も一切拒んでいる。現在 69 歳で、このまま獄中で亡くなるようなことがあったら大変だ。

狭山事件は弁護団が充実し、すばらしい新証拠も多数提出している。袴田事件もこうした狭山事件のいいところを学びながら、ともに再審実現に向けて闘っていきたい」。

その後も鎌田慧さんをはじめ、多数の支援者が挨拶を行った後、参加者全員で東京駅まで長蛇のデモ行進を行い、石川さんの再審実現の声を力強く響かせました。

えん罪袴田事件の再審を支援する会・
日本国民救援会静岡県本部　主催

えん罪袴田事件　第６回

全国現地調査　参加報告

鈴木　武秀（求める会 事務局長）

７月２～３日の２日間、袴田事件の地元である静岡市清水区において、『えん罪・袴田事件　第６回全国現地調査』（日本国民救援会静岡県本部、袴田事件の再審を支援する会主催）が開かれました。

事件発生から丸40年を迎える節目の時期に行われた同調査には、全国から70名もの参加者があり、依然として同事件に対する関心の高さがうかがうことができました。

初日は、清水駅前の清水テルサ６階研修室において、袴田事件弁護団の**中川真**弁護士が『**即時抗告棄却決定の不当性について**』と題する報告を行いました。

中川弁護士が弁護団に参加したのは３年前ですが、最初に裁判資料を読んで、すぐに袴田さんの無罪を確信したそうです。

中川弁護士によると、今回の即時抗告審のもっとも不当なところは、白鳥・財田川決定で示された総合評価の原則を無視し、提出された証拠を意図的に分断した上で、棄却した点にあるとしました。

また、確定判決において、袴田さんが犯人とされた最大の理由は、犯行着衣とされた５点の衣類と、



中川真弁護士



袴田秀子さん

客観的証拠物（くり小刀、５点の衣類、雨がっぱ、さや等）を結びつける９・９自白調書とされてきました。そのため弁護団は、５点の衣類がねつ造であることを示す間壁鑑定、澤渡第１・２鑑定と、虚偽の自白が作られるからくりを示した『浜田鑑定書』を提出しました。

しかし今回高裁は『５点の衣類が犯行着衣であり、かつ請求人のものであるとすれば、請求人が本件犯行の犯人であることは、動かしようのない事実である』とし、自白に内容に矛盾があっても問題ないと、証拠構造を組み替えてしまいました。

中川氏は、特別抗告審においては、５点の衣類を何としても崩さないといけない、そのためには、どんな細かいことでもいいから科学的な鑑定を積み重ねていく必要がある、と話しました。現在弁護団では、高裁段階で一度鑑定不能とされたＤＮＡ鑑定についても、日進月歩の科学の進歩の中で可能性がないか追求しているそうです。

「皆さんもどんな些細なことでもいいから、アイデアがあったら弁護団に連絡してほしい」。

報告の最後に中川氏は、参加者に向かって協力を訴えました。

集会には浜松から、巌さんの姉の袴田秀子さんも駆けつけました。

「当時の警察の調書を読むと、事件発生直後から巌を犯人視して取り調べていたことがよくわかる。巌も69歳と高齢になった。今後とも皆さんのご支援をお願いしたい」と話されると、参加者から激励の拍手が起こりました。



小川秀世弁護士

２日目は朝９時から、袴田事件弁護団の**小川秀世**弁護士と事件現場を訪れました。事件発生から40年が経過しましたが、当時の建物の一部は現存しており、壁面に焼け跡の一部と見られる黒色のすすがまだ残っているようでした。

袴田さんら従業員が住んでいた工場はすでにありませんでしたが、こうして現場に立ってみると、東海道線の線路を挟んでわずか十数メートルの空間で起こった惨劇がしのばれます。

それにしても、事件現場となった専務宅と両隣の間はぴったりと軒を接しており、４人が次々と殺されていく中で悲鳴ひとつ聞かれることがなかったというのが、どうしても理解できません。事件当時の実況見分調書などを見ても、被害者の服装は就寝中のものとはおよそ言えないものでした。あらゆる状況が、単独犯では不可能であったことを指し示しているように思えました。

つづいて近くの袖師公民館に移動し、『ねつ造の論理』と題した小川弁護士の報告が行われました。

高裁による再審棄却決定は極めて不当なものだが、はじめてねつ造問題に踏み込んだ判断を出させたことには一定の意義が見出せると話しました。一方、５点の衣類における血液の付着状況の矛盾について『犯行の途中でズボンを脱いだなどという可能性も否定できない』などという、およそ常識外の論理でねつ造説を否定されてしまった一因に、弁護側のねつ造説の主張にも、論理にあいまいな部分が残っていたからと指摘。その上で、最高裁では「**袴田さんのものでなければ、ねつ造証拠である**」との理論を再構築する必要があるとしました。

２日間を通じて印象に残ったのは、参加者の積極的な姿勢でした。弁護士に対する質疑応答でも、質問や意見、弁護団への提言など、様々な発言が目立ちました。強行軍ではありましたが実の多い集会で横浜から参加した甲斐がありました。

全国に展開されるこうした袴田さん支援のすべての声を結集すれば、必ず再審の扉は開けるものと確信しています。


事件現場を案内する小川秀世弁護士

平成１７年(2005年)７月３日　(日曜日)

袴田事件 静岡で「現地調査」
再審を支援する会きょう意見交換

袴田事件の再審を求める活動を進める「えん罪・袴田事件の再審を支援する会」と日本国民救援会県本部主催の「第六回全国現地調査」が二日、静岡市清水区島崎町の清水テルサで始まった。三日まで。

初日は袴田弁護団の中川真弁護士が講演した。全国各地から事件に関心を持つ人たち約七十人が参加。袴田巌死刑囚の姉の秀子さんも出席した。

中川弁護士は再審請求を棄却した東京高裁の決定について「これまで、犯行時に着ていたとされた五点の衣類と本人の自白が確定判決の理解となっていた」とした上で、「今回の決定では自白は付け足しで、五点の衣類のみで有罪としている。証拠構造を組み替えていて不当である」と主張。今後については「できることからやっていかなくてはいけない。一つ一つの積み重ねが無実を証明する」と話した。

三日は同市清水区横砂の現場跡を視察した後、清水袖師公民館で今後の活動について話し合う。

『求める会』5・6月勉強会　報告

5・6月のテーマ

『事件直後の実況見分調書、検証調書の疑問点について』



5月２８日に行われた、求める会勉強会の様子
（中央が村崎修弁護士）

5月28日（土）、6月27日（月）の両日、東京・巣鴨の村崎法律事務所において、求める会勉強会を開催しました。今回は二ヶ月間にわたり、事件当時の実況見分調書や検証調書を徹底的に“検証”し、その矛盾点や疑問点を洗い出すことにしました。

勉強会には、4月から参加されている**村崎修**弁護士はもちろんですが、6月からは**秋山賢三**弁護士も参加することになり、内容も充実してきました。法律に素人の支援者も臆することなく疑問点を次々と提示し、大いに議論が弾みました。

ここでは、はじめて勉強会に参加された、支援者の“MC”さんの感想と、本会事務局の江口良子の詳細なレポートを掲載します。

月例勉強会に参加した感想

ペンネーム“MC”

これまでいわゆる「市民運動」に深く関わったこともなく、しかも「求める会」の会員でもない私は、今回の勉強会に参加するに当たって少し緊張して会場になった事務所のドアを開けたのですが、堅苦しいところのない勉強会の雰囲気に触れて、無理なく会話に参加することができました。

勉強会で使用する資料は数日前には郵送されていてテーマも事前に決まっていたのですが、ほとんどフリートークの形式で進行されたので、話題があちこちに飛んで散漫になり、メモを取っていた村崎弁護士が後々実際の弁護活動に活かすために整理するのが大変になるのではと思いました。

フリートークにはその名のとおり思ったことを自由に発言できるという大きな利点があり私は好きなのですが、もう少しテーマを絞ったうえでのフリートークにしたほうがより良い進行になるのではないかと感じました。

ただ、テーマになった「実況見分調書」からは、新証拠につながるかもしれない記述の存在も指摘され、複数の視点から物事を見ることのできる組織活動のメリットも感じました。

終りに、参加した「求める会」会員の方々や村崎弁護士の気さくな人柄の裏に秘められた「必ず生きて袴田さんを獄中から出す」との強い想いに触れることができ、少なからず刺激を受けた勉強会になったことを記したいと思います。ありがとうございました。

秋山賢三弁護士、村崎修弁護士と支援者が共に行う勉強会

江口 良子（求める会 事務局）

５月２７日（金）午後７時から、東京・巣鴨の村崎法律事務所において、求める会勉強会を開催しました。今回のテーマは『事件発生当時・初期の実況見分調書』の検討となりました。

前回（4/21）の勉強会では『静岡県警察本部作成捜査記録』の検討を行いました（前号参照）が、それを踏まえて、その捜査記録に記載されている内容（袴田さんが犯人であるという結論につなげていくという断定的記載）の具体的根拠の一つ一つはど

のような『証拠』に基づいているのかを調べてみようということになり、今回のテーマになった訳です。

５月は、実況見分調書　①清水市消防署　②清水警察署　S41 7/5作成、7/6作成２通の検討に取り組みました。これらの実況見分調書は、火災・消火後の状況、被害者（焼死体）の状態等について記されたものですが、実際、火災（事件）発生は６月３０日であるものの、清水署の実況見分調書作成日は７月５日、６日となっています。事件発生後のこのころには、警察が袴田さんを犯人に絞っていく時期と重なります。

犯人でない人がどうして＜犯行ストーリー＞を綴った自白調書を作成させられていくのか？　取調官が既に入手している情報（実況見分調書等から得られた情報）を被疑者に情報注入していき＜犯行ストーリー＞を被疑者の口から言わせたり、認めさせたりする　―　ほとんどの冤罪事件の取調室で行われている方法なのです。そうした実況見分調書等が、犯人への思い込みを持って作成されていたならば、それがそのまま「自白」調書に反映されていくこともあります。

たとえば、現場に残されていた雨合羽について、S41 7/6作成実況見分調書では、「この雨衣および在中の鞘と手拭を被疑者が遺留したものと認め～」と記載され、その雨合羽は消火作業を行った人が着ていたものではないか？という検討をかなぐり捨て、警察は袴田さんに犯行時の変装用として身に着けていたという「自白」をさせている　―　という、「自白」調書にある＜犯行ストーリー＞の作成過程を確認することもできました。

続く６月２７日（金）、ところも同じく村崎法律事務所において、前回に続き事件発生当時の実況見分調書について検討をしました。

６月は、秋山賢三弁護士も参加され、清水警察署が作成した、①検証調書　S41 7/20 作成　②実況見分調書S41 7/10、7/15、8/5作成　の検討に取り組みました。これらの検証調書、実況見分調書の内容は放火された事件現場であるみそ工場専務宅に隣接する周囲の状況や事件現場や、その近くに焼け残っていた物の数々、そして被害者（焼死体）の状態等について記述されたものです。

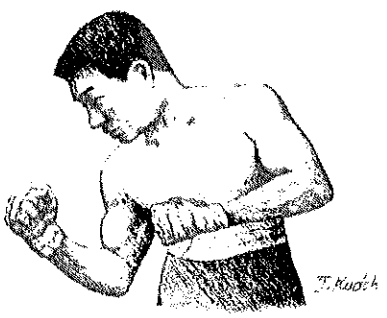

秋山賢三弁護士

7/10 作成実況見分調書と前回の勉強会で検討した7/6作成の実況見分調書とあわせて焼死体の状態の記述を整理してみると次のような特徴があります。

・専務　：左手に金色バンド付腕時計をしていた。
・妻　　：金色バンド付の腕時計をはめており、左手中指には黒く変色した石付指輪がはまっている。
・長男　：白ワイシャツ、左胸ポケットにシャープペン
・次女　：ブラジャーの一部と思料されるものがついていた。

一方、袴田さんの「自白」調書をはじめ『静岡県警察本部作成捜査記録』においては、専務家族が寝静まった時間をみはからって会社の売上金を盗むため専務宅に侵入して見つかったことから殺傷し、放火したとされています。就寝中の人達がこのようなものを身に付けているでしょうか？

次回の勉強会は７月２７日（水）に行います。テーマは袴田巌さんの上告趣意書（草案）の検討に取り組みます。

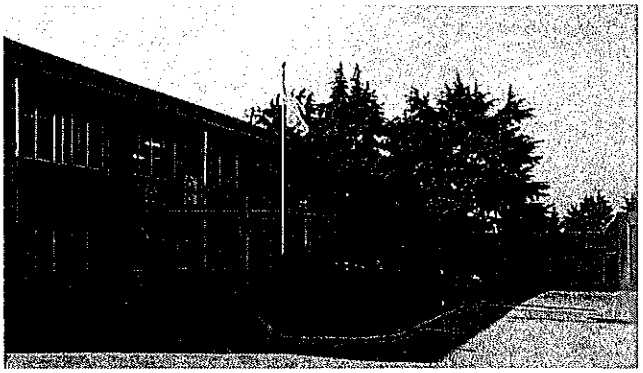


日本大学・船山泰範ゼミ主催

八王子医療刑務所

参観同行レポート

鈴木　武秀（求める会 事務局長）



7月1日（金）、私と求める会事務局の江口の2人は、日本大学・船山泰範教授のゼミの聴講生の立場で、八王子医療刑務所の見学会に参加させていただきました。

かつて、袴田さんに適切な医療を施すよう、人身保護請求の裁判を起こしたことがありました。その時、移管先として求めた中のひとつが、八王子医療刑務所でした。

すでに皆様もご承知のとおり、長期の拘禁状態が袴田巌さんの精神状態を蝕むようになってから、10年以上が経過しました。意味不明の内容の手紙が送られてくるようになったのが始まりで、次第に家族や弁護士との面会を拒むようになり、今ではほとんど音信不通の状態が続いています。

限られた情報から伝わってくる東京拘置所内の袴田さんの様子でも、自分を神と言ったり、食事をすべて水洗いして食べるとか、とても正常な状態とは思えない行動が目立っています。

しかし拘置所側は、袴田さんの精神状況を異常と認めておらず、現在も薬の投与などの限定的な対処しかなされていません。このままでは袴田さんの健康状態に重大な悪影響が及ぶのではないかと憂慮されています。

そうしたことからも今回、八王子医療刑務所を見学する機会をいただけたことは、人身保護の観点からの運動の展開に大変役立つものとなりました。

八王子駅から徒歩で約15分のところにある施設は、昭和43年に改築されたもので、全体に老朽化が目立ちました。刑務所の医療専門施設でありながら、冷暖房がなく、医療設備も昨年設置されたというMRI（磁気共鳴画像診断装置）をのぞき、大半が時代遅れのものに感じられました。

見学の中で一部、身体疾患受刑者のいる施設をまわりました。部屋は総じて狭く感じましたが、窓に目張り等はなく、外の景色を見ることはできるようでした。しかしながら精神疾患者の施設は見学することができませんでした。

施設見学後、係官の方と質疑応答が行われ、学生たちから出される多くの質問に、丁寧に答えていました。収容者は現在292名で、うち202名が精神疾患者とのことでした。収容率は68%と比較的少ない印象でしたが、実際には多人数部屋に収容できない重度精神疾患患者がいるため、部屋の使用率はもっと高いとのこと。

医療スタッフは常勤が18名だが、うち精神科医は4名とのことで、患者の数と比較すると少ない印象はぬぐえませんでした。

私たちがもっとも関心のある、確定死刑囚の受け入れについて質問したところ、未決囚は受け入れしていないため、未決扱いの確定死刑囚も対象外であるが、帝銀事件の平沢貞道さんや、晴山事件の晴山広元さんのような例外があったことも答えていました。

全体的な印象として、袴田さんの治療という観点から考えると、到底満足な施設とは言い難いのですが、東京拘置所にいることで生ずる、「死刑執行と隣り合わせの恐怖」を考えれば、今後も移管先の選択肢の一つとして考慮していくべきだと考えます。

最後に、このような貴重な機会を頂いた船山泰範教授とゼミ生の皆さんに、深く感謝いたします。ありがとうございました。

『救援』
2005年5月10日号より

連載 無実の死刑囚 袴田巌さんを救おう！ (53)

巌には何より元気でいてほしい

袴田秀子（袴田巌の姉）



前回は袴田さんの獄中での様子をお伝えしましたが、今回は、袴田さんの実姉で、四十年という長きにわたって、巌さんを、また再審運動を支え続けている袴田秀子さんに現在の心境をおききしました。

（ネット事務局　笹原）

ネット）大変残念なことに、昨年八月に東京高裁で再審請求が棄却されてしまいました。

秀子）棄却されたと言ってがっかりしてもいられないので、次の段階に向けてがんばっていこうと思っています。面会も二年前から途絶えていますが、心配しようがないので、あんなものじゃないかと思うようにしています。

ネット）秀子さんが面会できているのは、一九九九年二月、二〇〇二年十二月、二〇〇三年三月と、この六年間に三回だけですね。

秀子）やっぱり以前みたいに毎月会えたとしても、本人からみれば、何の進展もないし、話もないということでしょう。事件の話をしても、余計な事を言うなということだろうし。

要するに、本人からすると、何回も同じことをきかれるし、まだそんなことを言ってるのか、前にも言ったのに、ということだろうと思います。

ネット）巌さんとしては、言うべきことは言い尽くしたということでしょうか？

秀子）そうでしょうね。

ネット）丁度二年前の二〇〇三年三月の巌さんの誕生日に、面会ができていますよね。

秀子）二年前にはみんなによくしゃべってくれたのでありがたかったと思っています。面会がちゃんとできている時にも、私と話しているとぶすっとしているだけで、話をすぐ切り上げてしまっていたので。保坂展人さんがうまく話を引き出してくれて話し相手になってくれたので、本当によかったです。巌の健康のためにもいいことだったと思います。

ネット）秀子さんは二〇〇二年十二月にも会っていますよね？

秀子）その時にもろくに話ができませんでした。拘置所からの助言もあり、食べ物の話しかできませんでした。ききたいこともきけないけれど、ああやって顔をみたということだけで安心はしています。いまは、あの話をしよう、この話をしようといっても無理なので、話をできないながらも、まあ顔をみて安心するということです。

ネット）一九九一年頃までは、月に一回は面会できていたのですよね？

秀子）その時は、元気はよかったけれど、やっぱり調子が悪いときには何だかおかしかったですね。あまり機嫌もよくなかったし。その時にはすでに電波が…とか、ばい菌が…というおかしな話をしていましたね。まだそんなにひどくないときに、「オレ、変だと思うかもしれないが、まともだでな」（浜松の方言）と言ったことがあるのですが、ともかく会うたびに変になっていくのが目に見えてわかりました。だからともかく元気でいてくれればいいと思ってきました。何をしているのかなど、こちらがききたいことはいくらでもあるのに、話にならない。

ネット）秀子さんが巌さんに一番ききたいことは何ですか？

秀子）元気だよという言葉をききたいけれど、きけません。「元気だよ」と言葉としては戻ってくるけれど、元気ではない。言葉だけではなくて、本当に元気でいてほしいのに…。支離滅裂なことを言うし、バランスが崩れているというか、元気ではない。だからきちんと治療をしてほしいです。元気な巌になってほしい。健康でいろというのは無理かもしれませんが、最低限、元気にしていてほしいと思います。こんな状態がもう十数年も前から続いているので、ちゃんと治療をしてほしいです。獄中での治療を進めてもらうために、弁護団や支援の皆さんと力を合わせてがんばっていきたいと思います。

「名張毒ぶどう酒事件」再審開始決定に寄せての秀子さんの談話：

「力づけられました。同じように無実を叫んでいる弟も励まされたことでしょう。奥西さんは第七次の請求だったが、巌はまだ第一次の特別抗告段階。あきらめることなく、訴え続けたい。弁護団、支援者の皆さんとともに巌の再審を勝ち取りたいです」。

（静岡新聞のインタビューに答えて）

【左】静岡新聞2005年7月6日（夕刊）を紹介見出しに記載の支援団体とは「無実の死刑囚・元プロボクサー袴田巌さんを救う会（門間正輝代表）」です。

静岡新聞（夕刊）
平成17年(2005年)
7月6日（水曜日）

袴田事件

早期の再審開始請願

支援団体 最高裁に署名提出

袴田事件で再審請求中の袴田巌死刑囚(六九)の支援団体は六日、最高裁第二小法廷に早期の再審開始を求める請願書を、約二千八百人の署名を添えて提出した。

袴田死刑囚は死刑確定翌年の一九八一年に再審請求。九四年に静岡地裁が請求を棄却し、昨年八月に東京高裁が即時抗告を棄却した。弁護団は最高裁に特別抗告した。

事件は清水市（現静岡市）で六六年に発生。袴田死刑囚は四人を殺害したとして強盗殺人罪などで死刑が確定している。

青山正さんを救援する関西市民の会
2004年総会記念講演

今、再審をどのように闘うべきか

袴田事件での体験をふまえて

小川秀世弁護士講演録（袴田事件弁護団）

2004年11月28日（土）に大阪市で行われた『青山正さんを救援する関西市民の会・第16回総会』において、袴田事件弁護団の小川秀世弁護士が講演を行いました。

警察、検察による密室での取調べが数多くの冤罪を生む一方、無実の者を救うはずの裁判官は、官僚組織の論理に縛られ、ゆがんだ判断を下し続ける…。

再審事件を取り巻くこうした厳しい現状を打破し、“狭き門”を開くには、これからどうしていくべきか。小川弁護士が袴田事件における取組みを通じて得た考えを披露しています。

ここでは、『青山正さんを救援する関西市民の会』のご好意により、講演の全文を掲載させていただきます。

はじめに

少し自己紹介から始めさせて頂きます。私が弁護士になって21年目になっているのかな、昭和59年に弁護士に登録しました。そのときから袴田事件の弁護団の一員として動いています。

今、袴田事件は弁護団が形式的には20名くらいいると思います。そのうち実働部隊が15名くらいですね。ですから再審事件としては、かなり弁護団のメンバーの構成は充実してるんじゃないかなというふうに思っています。ですけれども、今年の8月に東京高裁で即時抗告が棄却されました。現在、特別抗告をしている段階なんですけれども、闘ってはいますけれどもまだ再審に勝ってはいないという意味で、どのくらいみなさんにお伝えできることがあるのか若干疑問もあります。

まぁとりあえず長年やってきたということでですね、これから再審をやっていく中で少しはみなさんに役に立つことを付け加えることができたら、というふうに思います。


小川秀世弁護士（袴田事件弁護団）

さきほどの総会の基調の中でもありましたが、取調べの可視化という問題にふれさせて頂きます。現在警察官、検察官の捜査段階での被疑者の取調べというのは、23日間密室の中で行われています。これについては皆さん方も問題を感じられていると思います。その結果、袴田事件でも袴田さんもうその自白をその中でさせられていますし、青山さんも同じだというふうに思います。

こういう事態を我々としては何とかしたいということで、実は私はですね、日弁連の取調べの可視化委員会というのに加わっているんです。先週オーストラリアに可視化の視察に行ってまいりました。なんでオーストラリアかというと、日本は外国と比較しながら、あるいは外国からの圧力だとか、そういうことでしかなかなか変わらないという認識をこの可視化の委員会では、持ってるですね、それでいろいろ回ってきたんです。

例えば台湾でも可視化されてるんですよ。ビデオに全部取調べを撮ってるんです。韓国では取調べには必ず弁護人が立ち会っている。うわさではモンゴルでも可視化がされている、これは未確定なんですけど。それからアメリカはもちろん一部可視化され

ている。ニュージーランド、オーストラリアも可視化されている。可視化されているというのはビデオを撮っているということですけどもね。

そういう中で、今回オーストラリアには初めて行ったんです。オーストラリアはイギリス連邦、英連邦のまだ一員ですので、法廷ではですね、弁護士、そして検察官、裁判官はカツラをかぶってるんです。今でもカツラかぶって裁判をやってるんです。カツラかぶってですね、バリスターって呼ばれるロイヤーが弁論を交わしてるわけです。だからものすごく古めかしい法廷の中で、カツラをかぶって弁論を闘わしているんです。だけれども、その中にビデオの大きな画面が二つありましてですね、そこで場合によると取調べのビデオが再生されるわけですよ。そしてその古めかしいテーブルの中にはですね、インターネットのコネクターまでついててですね、そこで各ロイヤーが、インターネットなども使いながら弁論できるようになってるんですね。日本の法廷はどうですか、日本の法廷は。静岡なんかマイクもないですよ。

まぁちょっと余談なんですけれども、台湾に今年の（昨年の）一月に行ったんです。台湾なんかは、法廷の各弁護士や検察官、裁判官の机の上には、パソコンのディスプレイが全部つけられているんですね。それで速記官が証人の速記をとっていくと、それがディスプレイに同時に出てくるシステムになっているんです。だから、日本はホントにそういう意味では遅れている、野蛮な国だと思ってはいるんです。まぁそこで何とかしなければいけない。可視化については、少しずつではあるけれども、私としては何とか光明が見えてきたんだというふうに思っております。すいません、余談になっちゃいましたけれども。

再審とは何か

袴田事件のことを話をさせていただく前にですね、僕も改めて見ましたら、小林さん（事務局再審部）なんかが再審についてきちっと書かれているもんですから、僕があまり付け加えることもないのかもしれませんけども、まず再審請求というのは何なのかということを少しふり返って確認をしておきたいというふうに思います。

再審請求の話から、そして新証拠の話に進めていきたいと思います。

今日資料としてお配りしてあるものは、袴田事件のパンフレットが一部ですね。それと、「今再審をどのように闘うべきか」というレジュメ二枚、それから細かくて恐縮ですけども、「東京高裁の即時抗告の決定」を一部だけを抜き刷りしたもの。それから「裁判官の発言集」という、これは直接は関係ないとは思うんですが、私が大学で授業を持ってたときにまとめてみたものがあったものですから、話の中で少しふれさせてもらうつもりで用意してきました。適宜ご覧になっていただきながらですね、話をさせて頂きます。

まず、再審とは何か、再審請求とは何かといえば、これは裁判のやり直しです。一旦確定した裁判のやり直しということなんですけども、すべての裁判をやり直しができるわけではなくてですね、無罪であることが明らかな新証拠が必要だということ、これはまぁみなさんご存知であると思います。

これについて先ほど基調の中で触れられていたと思うんですけど、最高裁の白鳥決定、・財田川決定というのが出て、それ以前とは少し変わったという話を確認していきたいんです。それ以前はですね、無罪であることの新証拠というのは、再審を求める側が無罪であることを証明しなければならなかったわけですね。だから、無罪であることを証明するするってのはどうするかというと、真犯人を見つけてこの人が真犯人だということを証明する。そうすれば自分が無罪であることが証明できる。あるいは、確実なアリバイを証明する。それによって無罪を証明する。そういう、無罪であることを求める側が立証しなければならなかったんです。刑事裁判の原則というのは、本来は「疑わしきは被告人の利益に」で、有罪であることを検察官が証明しなければいけないんですよね。だけど、再審の場合は、一旦裁判が確定しているから、だから、無罪であることを請求する側が立証しなければならない。すみません、少し難しい話になってるかもしれませんけ

ど。そういうふうに考えられてきたわけですね。ですから、再審というのはものすごく難しい、ホントに稀有な例ということになってしまうんです。

それを、最高裁の白鳥決定は、それまでの考え方を一八〇度変えたと言っていいと思うんですけれども、下級審の判例をひっくり返したわけですね。ようするに「疑わしきは被告人の利益に」というこの原則を、（鉄則というふうに決定の中で言っていますけども、）この鉄則は再審請求の場合にも適応されるんだということを明らかにしたのが、一番重要なことですね。ですから、合理的な疑いを生じさせれば再審請求の場合もいいんだということですね。そういう意味では、さっき言いましたように無実であることを証明することに比べたら、全然違うわけですよ。それが一つですね。そして、もう一つはレジュメに、総合評価・再評価と言葉だけで書いてありますけれども、二枚目のですね、白鳥決定というのをちょっと見て頂けるでしょうか。

これは明白性の判断方法と書いてありますけども、要するに無罪であることが明らかというのが明白性です。その明白性の判断方法について総合評価、そして再評価することが正しい評価のありかたなんだと、白鳥決定は判断したわけですね。要するに普通の裁判のときと同じように、再審を受けた裁判所がですね、新しく提出された新証拠を判断して独自に事実認定していいんだというわけですね。それは何が今までと違うかというと、今までは、確定した判決に拘束をされていたんです。だから事実認定は自由にできないわけですよね、再審の裁判所は。確定した裁判所の事実認定を引きずってそのまま、それを覆す新証拠でないといけなかったわけです。一旦確定した事実認定は動かないということだったんですね。だからここも大きく違ってきてるということですね。

このことがすごく強調されるんですけれども、さらに翌年の財田川決定、これがもっと重要なんですね。この白鳥決定と財田川決定というのは、並べて論じられることが多いんですけれども、この二つの事件は証拠的には全然違うんです。何が違うかっていうと、白鳥事件というのは、すごくわかりやすい明白性・信憑性が高い新証拠を提出できたんですね。これは、警察が証拠として出した拳銃の弾丸がねつ造だという、そういうことを疑わせる新証拠を出したんです、白鳥事件では弁護団が、再審請求するとき。それについて判断をしたんですけれども。そういう意味では、名張事件なんかもそうなんですけれども、確実な新証拠が提出できた事件なんですね。ところが、それに対して財田川事件というのは最高裁の段階では、率直に言って新証拠なんてほとんどないといって等しい状態だったんですね。レジュメにも書きましたが、ここで新証拠である高村鑑定とありますけれども、どんな鑑定かというと筆跡鑑定なんですね。

最終的に財田川事件は無罪になってますけれども、無罪のときにこの高村鑑定なんて全然使われていないんですね。だから、裁判所もこの鑑定に価値があるとも思ってないんですよ。実際に使われなかった鑑定なんですね。だけれども、その前の部分に書いてありますように、「それまで確定判決が示した証拠が」旧証拠ですね、「申立人の自白の内容にいくつかの重大な、しかも、たやすく強盗殺人の事実を認定するにつき妨げとなるような疑点があるとすれば、」ということでですね、前の事実認定がむちゃくちゃじゃないかと、いう場合にはですね、新証拠なんてほとんどなくても再審を開始すべきだという、そういう判断をしたんですね。だから、白鳥事件と財田川事件というのは、新証拠のレベルが全然違う。

白鳥の方は強固な新証拠。財田川の方は非常に弱い新証拠。で、弱い新証拠でもですね、財田川の方は再審開始すべきだと、再審を開始する可能性があるんだと、それは、もともとの旧証拠がものすごく弱いからなんだと、いうふうにはっきりと最高裁が示しているわけですね。これがすごく重要なんです。だからこれは、再審を闘うためにですね、この白鳥決定・財田川決定の二つを対比しながら検討していくことが重要だというふうに思います。

この旧証拠、もともとの事実認定がしっかりしてるのか、非常にいい加減なものなのかというのが、証拠構造の問題なんですね。証拠構造が堅固である

か、あるいは脆弱であるかということが問題なんです。

僕は青山さんの事件については証拠を見ていないので分からないですけれども、多分、再審をやってる事件というのは、判決文見てもみんな事実認定がいい加減な事件が多いです。袴田事件もそうです。ですから、まずそういうところが再審の場合にも新たに問題にできるし、しなければいけないということを理解して頂きたいというふうに思います。

再審が「狭き門」である理由

レジュメの３番の再審が「狭き門」である理由って書きました。まぁ再審が狭き門というのは、あたりまえのことなんですけれども。袴田事件を踏まえて言わずに理屈ばっかり述べてて難しいかもしれませんけれども、少し聞いて頂きたいんです。

要するに、再審というのは、前の裁判所が間違っていた、誤判だということをですね、認めさせるということなんですね。しかも認めさせるのは、裁判所に認めさせるわけですよね。だから、あたりまえですけれど常識的にそりゃなかなか難しいというのは分かると思うんです。現在の日本の裁判所というのは、「誤判など存在しない」「誤った裁判など存在しない」という、そういう立場です。

今、司法改革が進んでいますけれども、司法改革の論議の中で、刑事裁判で誤判があるからその誤判をなくすためにどうしようだとか、そういう議論は実際のところ一切されてきていないです。だから、証拠開示だとか、取調べの可視化だとか、そういう問題にストレートに結びついていないわけですね。この誤判が存在しないんだという、そういう最高裁、司法の考え方というのは、ホントに怖ろしいんですけれどもね。

レジュメに「自白の信用性」って書きましたが、これは法曹会といって最高裁が出している本なんですね。最高裁ブックスですこれは。これに何が書いてあるかというとですね、「自白には真犯人の自白と、そうでない自白がある」と。それを区別するためにどういうふうに判断すればいいかということが書いてある、とされている本なんです。具体的にどういう手法によるかというと、今までの裁判例の中でですね、自白の信用性が争われた事件で、最終的に有罪になった例と、無罪になった例とをひっぱってきています。有罪になった例から、「だからこういう自白は信用できるんだ。」と、無罪になった例から「こういう自白は信用できないんだ。」と、そういうことが書いてある。一定の判断基準を示したものなんですね。この中にですね、怖ろしいことにですよ、僕これ何でもっと言わないのかと思うんですけれども、この「自白の信用性」の中の有罪事例の中に、有罪事例の中にですよ、名張事件だとか、狭山事件だとか、日産サニー事件だとか、再審請求をしている事件まであげているんですよ。要するにどういうことかというと、再審請求がされている事件でも誤判ではないという立場なんですね。

狭山の石川さんの自白なんかは、「真犯人でもこういうふうにコロコロと自白を変えているんだ」と、そういう記述すらあるんですよ、この本の中に。これが最高裁が出した、最高裁ブックスなんですよ。そしてこれが司法研修所でバイブルとして使われているんです。これを勉強した修習生がですね、裁判所にまた入っていくわけですよ。だから、最高裁というのは、誤判というのは存在しないんです。今まで、最高裁で確定して有罪だったものはもう誤判ではないという立場なんですね。ですから、それを、ひっくり返さなくちゃならないんですよ。

僕、半分冗談で半分本気で言うんですけれども、狭山に関わる人たちに言ったんですよ。これがもしも狭山が無罪になったらこの本が全く価値がなくなっちゃうわけですよね。おかしな話になっちゃうわけですから。だから権力の側は、狭山は絶対無罪にできないということですよ。本になっちゃってるんですから。石川さんの自白が、真犯人の自白として。怖しいことです。

再審というのは、そういう権力に対して、対抗しようというわけですからすごく難しいというのは、感覚的にもお分かりになると思います。

ちなみにですね、これいつもしょうもないことを言うんですけれど、袴田事件はこの本には入ってな

いんですね、有罪事例として。僕はラッキーと言ってるんです。狭山には申し訳ないんですけれども。

あと、再審が狭き門である理由として二番目にですね、裁判官の官僚制というものがあります。これは、それこそ、外国人の方が日本の裁判制度に驚くのはですね、日本では司法研修所を卒業すると、すぐに裁判官になっていくということなんですね。24歳とか25歳で裁判官になってる。合議の一員ですけれど、死刑判決にも関与できるわけですよね。そしてその彼がずーっと裁判官としてやっていく、そういう官僚機構ができてるわけです。そういう中で、一般的な意味での官僚と同じように、組織の論理、あるいは組織の中の一員としての立場から自由に独立した判断することができない、考えることができないという、そういう裁判官がつくられているということです。これはまぁ私の考えですけれども、そういう裁判官を相手にしなければいけないということが言いたいということです。

官僚裁判官のゆがんだ判断の原因

具体的な話を少しします。袴田の話を少しします。袴田事件はですね、パンフを見ていただきたいんですが、これよくできてますでしょ。これは実は名張事件の救援会が同じようなのを作ってて、それを真似して袴田事件でも作らして頂いたんです。非常にこういう学習会や会合で有効で、これはホントに作ってよかったと思っているんですけれども、これ事件の概要については必要な限りで話をさせて頂きますけれども、ここに「五点の衣類はねつ造された証拠だった！」とありますね。これについて少しお話させて頂きます。袴田事件の中心証拠といわれるのは五点の衣類なんですね。

袴田事件は、強盗殺人・放火事件です。袴田さんの自白があるんですけれども、自白では犯行着衣はパジャマであったという内容になっているにもかかわらず、事件から一年二ヵ月後、裁判中に出てきた五点の衣類が最終的には犯行着衣であると、そしてそれが袴田さんのものであるとされました。犯行着衣が袴田さんのものであれば、犯人なわけですけれども、まぁこの物証でですね、有罪が確定してしまった事件というふうに考えていいと思います。

ところがですね、この五点の衣類についてはパンフでは「ねつ造された証拠だ」って書いてありますよね。それこそ野田事件でもねつ造だという主張をされていますけれど、このねつ造されたというのはですね、なかなかしにくい主張なんです。これ後で触れますけれども。だから、この「ねつ造された証拠だ」という主張はですね、再審になって初めて出された主張なんです。ですから、確定審までは、五点の衣類は犯行着衣であることは争わないけれども、「それは袴田さんのものではないんだ」という、そこで無罪だという主張をしてきたんですね。そういう形で争ってきたんです。

今は犯行着衣でもない、だからもちろん袴田さんのものでもないんだという主張です。だから全然違うんですね。五点の衣類というのはここ（パンフ）に書いてありますけれども、「味噌タンクの味噌の中から五点の衣類（ズボン、ステテコ、緑色ブリーフ、スポーツシャツ、半袖シャツが麻袋の中に入っていた）が発見され･･･」というふうに書いてあります。

この五点の衣類に血がついていたんですね。いっぱい血がついていたんです。それまで犯行着衣とされてたパジャマには全然血が見えないんですよ。鑑定では微量に血があったとされてはいますけれども、肉眼で見えるような血痕は何にもなかった。だから、パジャマは本当に犯行着衣かどうか、疑いが持たれてたんです。それで、この五点の衣類が発見されたとたんにですね、いっぱい血がついてたから、だからこれが犯行着衣だというふうにみんなじ込んじゃった、そんなような状態になっちゃったんです。でも、よく見ていくとおかしいんです。いろんなおかしさがあるんですが、どういうことかというと、一つはですね、ズボンとステテコの血のつき具合なんですね。

これが犯行着衣であったとしたら、この血は、被害者の血なわけです。この被害者の血がズボンから浸透してステテコ、そしてブリーフにというふうにですね、伝わって血がついたんだと考えるのが自然

だと思うんですね。ズボンとステテコの血のつき方を見ますと、ステテコは真っ赤でですね、広範囲に血がついてるんです。ところが、ズボンには、ステテコに血がついているところも、ほとんど血がついてないんです。ズボンの裏生地は薄い色なんで、裏生地のほうがはっきり分かるんですけれども、血がついていないんです。だから、ズボンから血が浸透していったとしたら、おかしい。ズボンの、少なくとも裏生地にははっきりと血の跡が残るはずじゃないか、と。これはつまり犯人が着用していたにしてはおかしいと、だからねつ造の一つの根拠なんだという主張を我々はしているんですね。

それがですね、資料の「決定」のところです。それを新たに澤渡第二鑑定というので、「･･･ズボンの裏地の付着に対応するステテコ部分に血痕の付着がなかったり、ステテコの付着部分に対応するズボンの裏地に明瞭な血痕の付着がなかったりするなどの状態とが明らかに矛盾しており」と書いてありますね。これは我々が主張した部分です。これに対して、今回の東京高裁の決定で裁判所が何といったかというと、資料の右上のところですね。「確定判決等は犯人は５点の衣類を着用して被害者らに対する刺傷行為を行い、その際被害者らの血液が同衣類に付着した旨認定するとともに、その後同衣類がどのようにしてまとめて麻袋に入れられ味噌タンクに隠匿されたのかは全く不明であるとしているのであって、犯人がこれを脱いでから着用時とは異なる衣類同士が接触して血液が付着する可能性などを否定していない。また、厳密にいえば、確定判決等は、犯人が犯行時において５点の衣類全部を終始通常の方法で着用していたと断定しているわけではなく、例えば、犯行の途中でズボンを脱いだなどという可能性も否定できないのである。･･･」

わかります？

要するにステテコにいっぱい血がついていたのはですね、犯行の途中でズボンを脱いだから、だからステテコの方がいっぱい血がついているんだというわけですよ。頭おかしいでしょ、これ。この決定見てそう思いません？みなさん。ここ（判決文）に３人裁判官の名前が書いてありますけれど、これがこの人たちの決定なんですね。我々が闘おうとしているのは、こういう決定を文章で平気で出す裁判官を相手にしなきゃいけないということなんです。ホントあ然とするような文章だと私は思いますけれども。

こういう事実認定が、なんで出されるのか、ということなんですが、またレジュメに戻ってですね、要するに裁判官は証拠だけから自由に独立して判断しているわけではないということですね。ここに書きましたけれども、証拠以外のものから影響されているんではないか、あるいは組織内の論理でですね、認定しているんではないか、それが私の言いたいことなんです。

例えば、先ほどの「自白の信用性」の本というのはこれまでの有罪事例・無罪事例からですね、自白が信用できるか、できないかをどういうふうに判断すればいいか、一つの基準を示した本とされているわけですけれども、これには有罪とされた事例の中にですね、間違った誤判が入っていることを全然考えてないわけですよ。ただ昔の裁判官が、今までの裁判所がこういうふうに判断してきたということを明らかにしているに過ぎないわけですよね。それと同じ判断をしなさいというのがこの本なんですよ。ですから、真実に近づこうとか、これが真実かなんて彼らは全然関心ないわけですよ。組織内の論理というのはこういうことなんです。本来、真実が何かということを解明するのが裁判官の責任だと思うんですけれども、そうではなくてどういうふうに判断すればいいか、どう判断すれば高裁に行ってそれを破棄されないか、取り消されないか、そういうことを考えている裁判官が事実認定をしているということなんですね。

あるいは、証拠以外のものからというのは、具体的にどんなことを考えているかというとですね、資料に「裁判官の発言集」というのがありますね。ちょっと見てください。これは判決の中ではなくて、裁判官、あるいは元裁判官がいろいろな所で発言している言葉で、気になるものを私がピックアップしたものなんです。ちなみに、この小西秀宣さんというのは、今回の高裁のこの決定に関与した人なんで

すね。それから一番下の横川敏雄さんという人は袴田事件の確定前の控訴審、東京高裁の裁判長だった人です。これはエリート意識といった自信過剰も甚だしいっていう話なんですけれども。

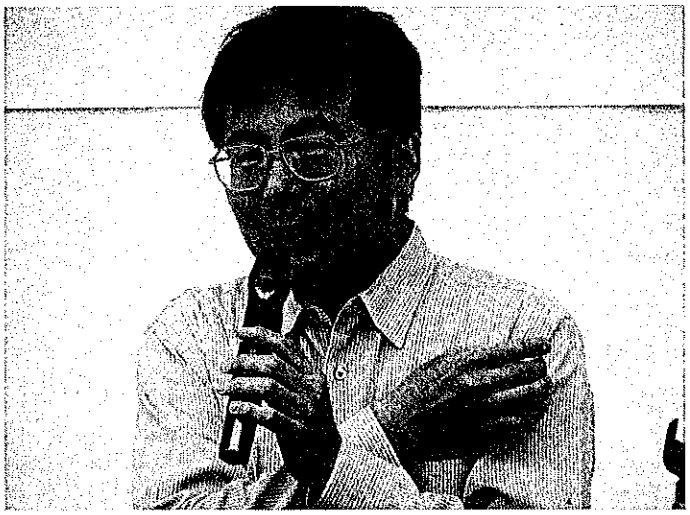
「私も、一度も誤った裁判をしたことがないなどというつもりはない。でも、私が慰められるのは、私に誤判があるとすれば有罪にすべき者を誤って無罪にしたという場合に限られているからである。」（「総てを我が心の糧に」日本評論社　横川敏雄　元札幌高等裁判所長官）

この人は何でそんなことが分かるんですか？それこそ自分が神のつもりでいるわけですよね、彼は。そういうことがよく分かるでしょ、彼の心理というものが。こういうことがホント裁判官の心理を率直に伝えていると思うんです。これもまたみなさん是非分析をして頂きたいんですけれども、こういう裁判官の意識が事実認定をゆがめてしまっているというふうに、私は思っています。

再審開始のために　どうするか

そういうことを踏まえて、再審開始のためにいったいどうするのか、ということなんですけれども、一つはですね、明白な新証拠を提出するということは、あたりまえのことですが重要なことですね。重要なことですが、先ほど財田川事件の話の中でもいいましたが、再審請求の新証拠の明白性というのは相対的なものなわけですよ。ですから、新証拠を提出すると同時に、旧証拠がいかにいい加減なものであったかということを強調する、この両方が必要だということですよね。証拠構造が非常に脆弱であるということをいえば、新証拠としてはそれほど証明力が高くないものであってもですね、明白性は与えられる。それが財田川事件の例なんですね。ですから、明白性のある新証拠というのもですね、旧証拠をたたくという方向でもがんばらなくてはいけないということが一つです。

それから、ぼくもよく分からないんですけどね、こういう官僚裁判官が、自分が神にでもなったようなつもりで下す判断を変える、あるいは神から人間の世界に引きずりおろすためにどうしたらいいかということなんですね。これはもちろん、パッと即効性がある方法というのは無いんですけれども、あたりまえのことですけれど、我々が袴田事件の中でですね支援者、あるいは弁護団として取り組んできたのは、一般の人たちにこの事件がおかしいということをですね、強く訴える。そしてマスコミに取り上げてもらう。袴田事件が、そして野田事件がなぜ有罪なのか、なぜ無罪にならないのかということを広くみんなにですね、おかしいということを理解してもらう。それがやっぱり一番重要なんだろうというふうに我々は思ってきました。



ですから、今回袴田事件、結局残念な結果になってしまったわけですけれども、マスコミの論調というのは非常に好意的でした。まぁ好意的というと語弊があるかもしれませんけれども、マスコミは、これでも何故再審が開かれないのかという疑問符つきの論調が多かったというふうに思います。そう意味では、一定程度は我々は目的を達成し得たんではないかと。だからもう少し弁護団が頑張らなきゃいけないということなんですけれども。ですから、弁護活動としての裁判所の中で闘うだけでなく、支援の活動ですね、外での闘いというのが非常に重要だというふうに思います。

これはですね、今袴田事件の中で中心メンバーの一人で秋山賢三弁護士という方がいます。秋山先生は、徳島ラジオ商殺し事件、これは冨士茂子さんという方が、亡くなられてからですけども再審で無罪

になった事件です。この再審の開始決定を書いた裁判官なんですね。当時の合議を構成した主任裁判官だったわけですけれども、その秋山さんが弁護団に加わったのが東京高裁で即時抗告申し立ててすぐのことなんですね。元裁判官の秋山さんが入ってきて、それで彼が何を言ったかというと、「裁判官は証拠だけでは動きませんよ。」ということなんです。証拠だけではダメなんだと、要するに世論を動かさないと裁判官は動かないというふうに言うんですね。裁判官はいろいろ顔色を見ながら、世論の情勢を見ながら、それで判断をしていると言うわけですよ、彼は。だから世論を動かさないとこの裁判は勝てませんよ、というのが彼が強調したことなんです。へんな感じですよね。裁判官だったら証拠だけから判断しますよと言うのが普通じゃないですか。ところが元裁判官の秋山先生が、証拠だけでは勝てないって言うんです。だから非常に奇異な感じを持ったんです。これは、まぁ私なりに理解すれば、今言ったようなことだと思っています。

再審は、時間が安易に流れてしまいがち

中途半端なタイトルになってますけれどもレジュメの６です。これ何が言いたいかというとですね、再審というのは、皆さん方経験された方もいらっしゃるかもしれませんけども、通常の裁判とは全然違います。再審請求を申し立てるとですね、通常の裁判であれば、公判期日というのがですね、一月に一回とか二回とか決められて、その期日に証拠調べなどをやって、進行していくのが常です。けれども再審請求というのは、基本的にはほとんど書面だけですから、書面を出してそのままにしておけば、ず一っとだらだらだらと時間が経っちゃうんですよね。だから、僕らはすごく反省しなきゃいけないんですけれども、袴田事件のですね、ちょっと年表を見てください。

ここにですね一九八〇年に死刑確定で、八一年に静岡地裁に再審請求をしたわけですけれども、その再審請求に対して裁判所が答えたのが一九九四年なんですね。だから 13 年も経ってるわけですよ。

そしてさらに、その年、もちろんすぐに即時抗告してるわけですけれども、この即時抗告の決定が出たのが 10 年後の今年（二〇〇四年）ということなんですね。しかも二〇〇一年八月三日に東京高裁に最終意見書提出って書いてありますけれども、最終意見書でもうこれ以上は出しませんから判断だけしてくださいって言ってからさらに３年経っているんですね。袴田さんが今 68 歳ですかね、ですからホントにもう高齢で、しかも今いろんな意味で健康状態が良くないですから、非常に不安はあるんです。

こういうふうにですね、裁判所はもしも再審を開始するということになればですね、前の裁判官の判断が間違っていたなんてことを言わざるを得ないわけですから、そんなことは、裁判所の組織の中で自分の先輩が間違ってましたなんてことには関わりたくはないわけですよね。ですから裁判所が積極的にやるなんてことはありえないんですね、再審請求について。積極的に、迅速にって裁判官は言ってますけれどもね、普通の裁判は迅速に２年以内に終われとかって言ってますけども、集中審理、連日開廷だとかって言ってますけれども、再審なんてもうほっておくんですね。だからそういうことに対して、我々は何とかしなければいけない。これは再審請求をした段階でということになりますけれども。そして、再審請求をすれば、再審自体が非常にめずらしい例だということで、袴田事件なんかは特に静岡でやってるときなんかはですね、静岡のローカル新聞は何かあると袴田事件を取り上げてくれるんですね。ですから裁判所からしたら、何かすればまたそれが記事になったりするわけですから、ず一っとほっておくに越したことはないんですよ。ですから、このことについては我々としては大いに反省をしてるんですね。ホントに簡単に時間が経っちゃいますから。ですから、再審請求はとにかく裁判所に早くやらせるということを、いろんな意味で工夫しなければいけないだろうということ思います。

そして、まぁ書面審理だけだっていうふうに言いましたけれども、再審請求は基本的には新証拠出して、場合によっては事実調べというのをすることが

あります。書面だけではなくて、証人尋問、あるいは鑑定、そういうことを実際に裁判所が証拠調べすることを事実調べいうんですね。今まで再審開始が行われた事件は、全部この事実調べをやってます。証人尋問とかやってるんですね。事実調べやっても、再審請求が認められなかった例もたくさんあります。名張事件なんかもそうです。で、袴田事件はどうかというと、即時抗告審で初めて事実調べをやってるんですね。事実調べとしてＤＮＡ鑑定をやりました。ＤＮＡ鑑定は結局鑑定不能ということに終わりましたけれど、裁判所が鑑定することを決めて、鑑定をしたんですね。裁判所の事実調べなんです。そういう事実調べを、早くさせるということですね。だから、また引き合いに出して申し訳ないですけれど、狭山事件は、もう何回も再審請求やってますし、強力な弁護団と強力な支援体制でやってますけど、一度も事実調べしたことはないですよね。されたことがないんですよ。そういう意味ではもうかなり難しいというのは、実は彼ら自身も分かっていると思うんですよね。ですから事実調べを早くさせる、ということだと思います。

支援者は何ができるか

あとは具体的な話で、今度は支援者である皆さん方は、何ができるかということなんですけれども、ここに弁護団との協力というふうに書きました。

何が言いたいかというとですね、袴田事件はかつて支援団体がいくつもあって、弁護団との関係はけして良いものではなかったです。というのは、弁護団と支援団体が協力して何かをするということがほとんど無かったですね。それはどうしてかというと、ホントいろんな要素があるんですけれども、支援団体もまぁいろんな思惑があって動いてるところもあるものですから、そういう中では特定の支援団体とつきあうわけにはいかないというのが一つあったのかもしれません。それから、支援団体が弁護団の活動に関わってくると、新証拠についてまだ発表してはならないことを発表してしまったということもかつてはありましたね。そういう中でお互いの不信感があって、そういう意味で支援団体とは弁護団ははっきりと一線を引いてたんですね。

そういう中で即時抗告の一九九四年に、袴田ネットというのを作りました。

（ http://www.hakamada.net/ ）袴田ネットは会費も無い全くの個人参加の形で、ただただ袴田さんを支援するというだけのためにですね、動こうというそういう組織なんですね。袴田ネットができたことで、各支援団体から団体としてではなくて各個人として加わって活動しはじめたんです。それが結局はうまくいって、今は袴田事件の弁護団会議には袴田ネットの事務局員が参加して、一緒に議論ができるという、そういう状況ができています。これは私たちにとっても非常に有益だったというふうに思っています。

これはあたりまえかもしれませんけれども、またくだらない言いかたしたら怒られちゃうかもしれませんが、弁護士って忙しいんですよね。なかなか動かないじゃないですか、弁護士は。動けないんですよね、実際のところ。こう言うとまた怒られますけれど弁護士は自分でも仕事持ってますから、こういう事件をやってると自分の仕事ができなくなっちゃいますよね。やっぱりいろんな意味で動きにくい要素はあるわけなんです。だから、支援の人たちがお尻を叩きながら、あるいは援助しながらですね、弁護士を動かしていかないとなかなかうまくいかないというふうに私は思います。

袴田事件なんかの場合はですね、袴田さんはず一っと獄中にいるわけですよ。しかも袴田さんは、弁護団との接見も精神的にできないような状態で、袴田さん自身が弁護団を動かすことができなかったわけですね。だからもうあとは袴田さんのお姉さんがいらっしゃって、そういう方か、支援者しかいないわけですよね。そういう中で支援者が弁護団を動かすというのが一つの協力だと思いますし、重要だと思います。

もう少し具体的に言うとですね、例えば袴田ネットとの連携の中でいろんな新証拠をつくり上げました。それから袴田事件の記録は今は全部パソコンに入っています。それで検索のシステムができててですね、言葉で検索すれば、この問題や論点はどの

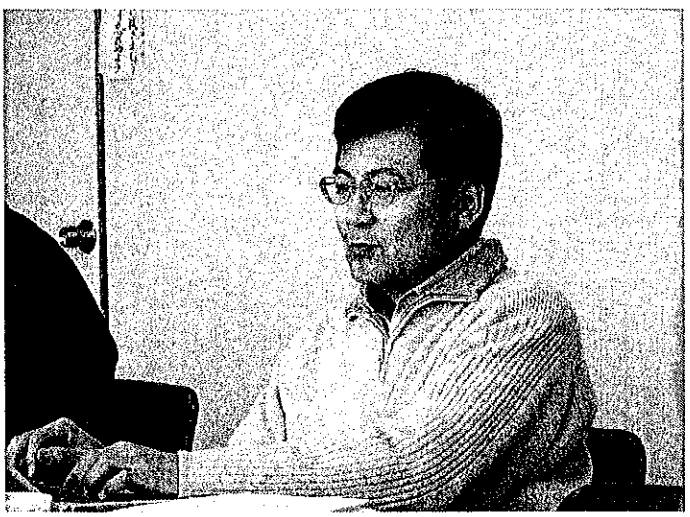
記録のどこに出てるかというのが一目でパッと分かるようになっています。それは、支援者の人たちが手分けして記録を全部パソコンに打ち込んだんですね。そういう形で支援体制もできるようなところまで、ようやくきたという感じです。あと、いろんな関わり方があるとは思いますけれども、もちろん一番の活動の場は、集会だとか勉強会だとか、そういう形で世論を盛り上げて、一般の市民の人に理解をしてもらうことだというのは、先ほども言いましたようにご承知の通りだと思います。そういう形で、弁護団と協力することによって、すごく力になったというのが、ホントに実感です。

日弁連の支援

あとですね、日弁連の支援というのをレジュメに書きました。袴田事件は、日弁連の支援を受けています。年表にも書いてありますけれども、再審請求した直後の一一月に日本弁護士連合会が袴田事件委員会を設置して再審支援を開始とありますね。再審を請求してすぐ、日弁連の支援を受けています。日弁連のですね、人権擁護委員会の再審部会というのがありまして、そこで審査を受けて、支援を受けられるかどうか決まるんです。この支援を受けますと、一つは弁護団を派遣してくれるんですね。日弁連に特別委員会というのを作ってですね、弁護団を派遣してくれるんです。弁護団の日当とかは出ないんですが、少なくとも交通費は確保できます。それから記録の謄写もできますし、日弁連で事件のための事務局を一人充ててくれますので、その事務局の方がすごく動いてくれます。あとは鑑定とか新証拠のために必要な費用、これも日弁連から出してもらえます。

それ以外でも、日弁連のですね、名前というのは意味はあるんですよ。これ言うと怒られるかな…。実はオーストラリアに行った際にですね、同行した大学の先生が再審とかえん罪の事件に関わっていらっしゃる方だったんですが、野田事件を知らなかったんですね。僕が今日話をするということで、野田事件をご存知ですかって聞いたら、知らないって言うんですね。ほとんど知らない、関わったことも無い。で、もう少し話をしてたらその先生はですね、「少なくとも日弁連、あるいは弁護士が関わって、そこからでないと自分はちょっと事件へは関わりにくい。」というようなことを言うわけですよ。何が言いたいかというとですね、日弁連だとかが、彼にとっては信用ある、安心できるということだと思うんです。それは、そういう学者だけではなくて、鑑定をお願いする場合なんかにも日弁連が支援している事件の鑑定ということで非常に動きやすいベースにはなると思うんですね。おまけに費用も出してくれるわけですから。そういう意味では、日弁連の支援を受けるということは、非常に重要なことだと私は思います。著名な事件では、狭山は日弁連の支援を受けてはいないです。まぁ狭山はいろんな意味で動きやすい環境が整っていますので、それはそれでいいんだろうと思います。

しかし、日弁連は最近、この再審の支援について、言葉は悪いですけれども、消極的で、厳しいです。実は私は、袴田事件の他にも一件再審請求の準備中で、今年中（04）の予定が来年くらいになりそうなんですけれども、事件を抱えているんです。で、それについて日弁連に再審の支援を申し立ててもいたんですけれども、それはこの段階では、もう却下するしかないということで、却下されるぐらいなら取り下げろってことでとりあえず取り下げてます。それでもう一回その再審の環境が整ってから、要するにしっかりとした新証拠を揃えて出直して来いと言われてですね、またそれを準備しているところ



なんです。

かつては、日弁連のこの再審部会は非常に広範囲に支援を拡げてきたんですけれども、今は日弁連もやることがいっぱいあって予算もひっ迫していてですね、再審支援について難しい状況ではあります。けれども、先ほどの報告の内容を見ていても野田事件では結構いろんな新証拠も作られていてですね、そういう意味では再審開始がかなり期待できる事件だというふうに認識されれば、日弁連の支援というのも十分ありうると思うんですね。ですから僕は、使えるものは使ったほうがいいんではないかというふうには思います。

新証拠について

これは雑駁な話ですけれども新証拠についてもいろいろと動いておられるということなんで、特別に僕が付け加えることもないんですけれども、少しだけ。

袴田事件が今回認められなかった、即時抗告が棄却されのにはいくつも原因があると思っています。その原因の中にですね、一つは弁護団の中でも十分な議論ができないような状況ができてしまうことがあります。それは端的に言って、「五点の衣類がねつ造だ」という主張は再審請求をしてから弁護団は初めて出したわけです。けれども、弁護団の中でもですね、ねつ造だというのは主張すべきではないというのがですね、再審請求をしてからもずいぶんありました。それは何故かというと、それこそ裁判所の論理のような感じですけれども、ねつ造というのは、最後の苦しまぎれの主張みたいだというんですね。よくあるんですよ、ねつ造だという主張自体は。通常の裁判でもよくあります。それは、本当に有罪の主張がいっぱい積み上げられてて、それでも無罪を主張したい被告人が言うこともよくあります。そういう意味で、弁護士がねつ造だって言うのはですね、品位を汚すとかですね、そういう感覚ですね。

あとですね、袴田事件の記録はロッカー一個分はまるまるあるくらいの量があるんですね。そういう量があるので、分担して作業をしているんです。分担していると、弁護団の中でも自分の担当部分は十分理解しているけれども、担当じゃない人は必ずしもそこの所が十分理解できない、ということが起きてきます。

バカみたいな話なんですけれども、私が20年前に袴田弁護団に入ったときにですね、五点の衣類を私が分担することになったんですね。五点の衣類というのは中心証拠の一番の要じゃないですか。それをですね、入ったばかりの私が担当して、私が記録を見たら、「これはねつ造だ」って思ったんですよ。それで弁護団の中で「ねつ造だ」って言ったら誰も受け入れてくれないんですよ。そんな新米の弁護士がですね、入ったばっかでいきなり言ったって全然受け付けない。それで私の「ねつ造だ」という主張が弁護団の中でようやく採用されたのが10年後なんです。何が言いたいかというとですね、きちっと記録を検討し、議論を戦わして、そういう基本的な作業が弁護団の中ではまだ十分でない部分があった、ということなんですよ。

これは新証拠についてもいえることであって、そういうことをきちっとやってもらうためにも僕は、支援者の方が弁護団会議に一緒に入るのがいいと思います。それこそ官僚制と同じでですね、弁護団会議が密室で行われていたら、十分な議論が本当になされるのか心配な部分はあると思います。弁護団の中でお互いに責任追及なんてなかなかしにくいじゃないですか。ですから、そういう意味では、弁護団と支援者とが一体になって議論に参加して、対等な立場で話をしながら進めていく、そういう過程の中で新証拠を発見したり作ったりということができるんだということを思っています。

まとめ

まぁ暗い話ばかりで官僚制だとかですね、裁判官は頭おかしい人ばっかりでそういう人をどう変えて説得いこうかとか、なかなか難しいですけれども。ただね、取調べの可視化、録画・録音ですね。これについてはですね、少なくとも可視化は間もなく実現できるというふうに思っています。裁判所は、もう可視化について反対はしていません。最高

裁は可視化については公には反対はしていません。それは裁判所自身がですね、取調べが密室であるということによって非常に苦労してきたんですね。録画すれば何もそんな仕事はいらないのに、取調べの状況について証人尋問によって裁判官が判断しなければならなかったり、そういうバカな役割を負わせられてきたことに気がついたんだということだと思います。そんなふうにですね、徐々にでもですね、いろいろ工夫していけばですね、変わっていくんだというふうに私は思います。

いつも言うんですけれども、それこそ西洋諸国では取調べは可視化されていますし、弁護士の立会いは認められていますけれども、一方でヨーロッパでは取調べは可視化されていますし、弁護士の立会いは認められていますけれども、一方でヨーロッパでは二、三〇〇年には魔女狩りなんてこともやってたわけじゃないですか。魔女の烙印を押して、その人を火あぶりにするという、そんなことをやってたんですよね。つい二、三〇〇年前の話ですよ。そういう人間が、やっぱり変われるんですよね。変わらなくちゃいけないし、変えられると私は思っています。ですから、そういう方向を見出しながら努力していくことによって、必ず再審は勝ち取ることができると私は信じております。

これで話を終わらせていただきます。

野田事件とは

1979 年 9 月 **11** 日、千葉県野田市で幼女殺人事件が発生しました。遺体の発見状況から、警察は「変質者」による犯行と断定。遺体発見現場近くに住む青山正さんという知的障害の男性に目をつけ、「内偵」と称した上がり込み捜査を行いました。そして、確たる証拠もないまま、事件発生から **18** 日目の 9 月 **29** 日、青山さんは逮捕されました。

取調べの中でも警察は、「本当は殺したんじゃねぇもの」という青山さんの声を無視し、「作られた」うその自白を強要しました。裁判所も「障害者ならやりかねない」という予断と偏見の中で、一・二審と懲役 **12** 年の 有罪判決を出してきました。

1992 年 3 月、最大の物証とされた「カバンのネーム片」が、警察にねつ造されていた事が明らかになり、弁護団は最高裁に上告趣意補充書を提出しました。しかし、**1993** 年 **12** 月 **20** 日、わずか **13** 行の不当な上告棄却決定が下されたのです。

そして、**1994** 年 8 月 **14** 日、刑期満了」で出所した青山さんとともに、私たちの再審請求に向けた取り組みが始まったのです。（『青山正さんを救援する関西市民の会』ホームページより）



警察によってねつ造されたカバン

野田事件を知りたい方にお勧めのＨＰ

『青山正さんを救援する関西市民の会』
(http://homepage2.nifty.com/nodajiken/index.html)

『ザ・スクープ・スペシャル（テレビ朝日）』2002 年 1 月 19 日放映の動画配信
【本当は僕が殺したんじゃねぇもの～野田事件 24 年目の真実】
(http://www.tv-asahi.co.jp/scoop/update/special_back/20020119_010.html)

『再審通信』No.90号（2005年5月10日、日本弁護士連合会、人権擁護委員会発行）より

袴田事件即時抗告棄却決定に対する特別抗告について

東京弁護士会　伊藤　和夫

1　東京高裁第二刑事部（裁判長安廣文夫、裁判官小西秀宣、裁判官竹花俊徳）は、平成16年8月26日、静岡地裁再審請求棄却決定に対する弁護人からの即時抗告の申立を棄却する決定を行った。

2　棄却決定の内容とその不当性については、西嶋勝彦弁護士が再審通信89号7頁以下に報告しているので、ここでは平成16年9月1日に行った特別抗告申立の理由のあらましを紹介する。

それは、本件が冤罪であること、確定判決中の説示には、およそどのように説明しようとも、絶対に合理化できない多数の「矛盾」や「謎」が存在することである。請求人が無実の死刑囚であることは明らかであるとした上、原決定が不当な決定であり、根本的な誤りを犯していることを指摘し、第1章及び第2章において、その誤りを具体的に論証している。

第1章「原々決定、原決定には、憲法違反、最高裁判例違反、並びに審理不尽の違法がある」

第1に「憲法31条、37条違反、最高裁白鳥決定違反…『明白性判断』における総合評価の誤り」を論じている。

原々決定は、明白性判断について、一つ一つの証拠を孤立して評価・判断しており、白鳥決定、財田川決定により確立された「総合評価」を全く実践していない。

それにもかかわらず、原々決定の判断を擁護し、これを追認した原決定は最高裁判例、憲法31条、37条違反があることは明らかであるとして、判例、学説を引用して詳細に論じ、さらに「疑わしきは被告人（請求人）の利益に」の鉄則を蹂躙していることをも鋭く指摘している。

第2に、審理不尽の違法…「証拠予断禁止原則」違反、再審請求審における証拠取調義務違反について論じている。

原々審及び原審が、ＤＮＡ鑑定を除き、一切の実質的証拠調をしなかったのは、原審のいう「合理的裁量」の範囲を逸脱しているものであり、原々審及び原審は再審請求審として十全な審理を尽くしていない点において、憲法31条の「デュープロセス」の原則にも明白に違反している。この点については、財田川決定の判示を引用し、原決定には審理不尽の違法があることを指摘している。

第3に、本件において証拠開示がなされないことについて、国際人権規約違反を指摘している。

弁護人は、原々審以来、再三にわたって検察官手持ち証拠の開示を求め、原々審裁判所にも具体的理由と根拠を明示して、それら証拠の提出命令を申し立ててきた。

もしも検察官により、これらの証拠が開示、提出されたならば、本件事案の真相解明と請

求人の無実の解明に大きく寄与したことは明らかである。

しかるに、原決定は、前述事実の取調べに関して「裁判所の合理的裁量に委ねられるべき問題である」と判示した部分に続き、「証拠開示の関係についても同様のことがいえる」と述べるのみである。

しかし、この見解は全くの誤りであり、憲法31条のデュープロセスに反するばかりか、憲法と同等に遵守すべき（憲法98条2項）国際人権規約にも反するものである。このことについて申立書は、同規約に基づき説示された規約委員会の「最終見解」の存在を指摘し、原決定は国際人権B規約14条3項（b）に違反しているとした。

第2章「新証拠に対する原決定の判断について」

第1　静岡県警本部作成の捜査記録

原決定（55頁）は、「上記証拠は、確定判決の事実認定に影響を及ぼすものではなく、証拠の明白性を全く欠くものである」と述べている。

しかし、この新証拠は、静岡県警本部自身が作成し、袴田事件捜査を総括した文書であることが文書の形式・内容から一見して明白な文書である。確定審の控訴審でごく一部が提出されてはいるものの、提出するのは初めてであるから立派な新証拠である。「文書の趣旨が明白でない」などとする原決定の判示自体が、誠に非常識でことさらに問題をはぐらかそうとするものであるとしか言いようがない。

さらに捜査記録は、静岡県警の内部資料として作成され、外部に公表することを視野に入れずに作成されている。外部の目を気にしていないだけに、かえってその本音が表明されていると評価すべきであろう。

第2　浜田寿美男教授作成の鑑定書

浜田鑑定書は、請求人の自白の分析により、請求人の自白調書の作成に至る過程を明らかにしたものである。浜田鑑定人が明らかにした自白調書の作成過程は、綿密な心理学的分析にたつ、説得力豊かな内容である。

この鑑定書について原決定は、「本来、裁判官の自由な判断に委ねられるべき領域に正面から立ち入る」ものであるとか、その「証拠」性に疑問がある（59頁）などとして、これを排除している。

浜田鑑定は、自白の分析から、請求人が犯行に関する体験的記憶を有していないことを明らかにしており、その論証は精緻かつ論理的であり、説得力に富むものである。原決定の前述のような判断が不当であることについて、申立書は本件の具体的事案に関し論じているが、その詳細は省略する。

第3　請求人作成の肉親宛獄中書簡

原決定は、「所論は、請求人の書簡によって、当時の請求人の心性を立証し、これが無罪方向を指向するものであることを論証して、本件再審請求を理由付ける一つの資料にしたいというものであると解されるが、これらの書簡は、その性質上、確定判決の事実認定に影響を及ぼすということはおよそ考え難いところであり、明白性の要件を具備しない不適格な証拠といわざるをえない」（60頁）と、簡単に決めつけている。

本件の手紙は、請求人が拘置所の中で身体を拘束され、孤立した状態のもとにその心情を吐露したものである。自白調書が、捜査官との心的相互作用の所産であって、必ずしも自発的な供述がなされないのに対して、本件の手紙は、まさにその時々の思いを自発的に必死の思いで綴ったのであって、請求人の心性が素直に表出しているものである。

原決定は、このことに対する心理学的理解が全く欠けており、手紙を見ていないのではないかとも思われる。

手紙には、真犯人であったならば、絶対にあり得ない発想が表明されているのであって、これだけで、被告人の無実を明らかにする明

白な証拠というべきである。

第4　請求人作成の「上告趣意書草案」

原決定（61頁）は、本件の上告趣意書草案について「上記3の書簡と同様であって、明白性の要件を欠く不適格な証拠というほかない」と、いとも簡単に述べている。

しかし、真犯人であったならば、決してしないであろう発想、無実の者だからこそする発想が、本件の上告趣意書草案には随所に現れているのである。

本件の上告趣意書草案は、東京高裁判決言渡直後の2ヶ月以内に、弁護士によるアドバイスもなく、それこそ誰に相談することもなく書かれたものであって、事件に対する請求人本人の認識を物語る重要な意味を持つ。

この中で、請求人は自らが犯罪に対して「無知」であること、即ち、自分が絶対に真犯人ではないことを絶叫している。「自分は無実だ」という請求人の「生死をかけた絶叫」という以外にはないのである。

この証拠を新証拠と認めない原決定は極めて不当であるといわざるを得ない。

第5　「5点の衣類」について

5点の衣類は、黒色ズボンの端布が請求人の実家から発見されたことから、原決定においても、その発見経緯の不自然さにもかかわらず、請求人と本件犯行とを結び付ける決定的証拠とされている。

しかし、弁護団は、即時抗告審において、下記にあげる新証拠を提出し、5点の衣類が請求人の物でないことは勿論、犯行着衣でもないという主張を展開してきた。

特別抗告に際しては、これらの新証拠について、鑑定人尋問すら行わずに、素人による机上の空論のみで明白性を否定した原決定の不当性を論じている。

1）澤渡第1鑑定について

澤渡第1鑑定は、請求人の右腕の傷と5点の衣類の白色シャツ、ネズミ色スポーツシャツの損傷・血痕の不一致について、実験結果により得られた法則に基づいて、同一の機会に生成されたものではないことを明らかにすることで、5点の衣類が犯行着衣では有り得ないことを示す新証拠である。

2）澤渡第2鑑定について

澤渡第2鑑定は、実験によって①黒色ズボン、ステテコ、パンツに付着した血痕が、それぞれの付着状態からみて、通常の着用状態で外側から血液が浸透し付着し得ないという事実と、②ステテコに付着している血液量についても、多くとも20m1以下と推定されるという事実を明らかにした。

①により、5点の衣類が犯行着衣では有り得ないことを、②により5点の衣類がねつ造可能なことを明らかにする新証拠である。

「犯行の途中でズボンを脱いだなどという可能性も否定できない」（66頁）などとして澤渡第2鑑定の明白性を否定した、原決定が不当なことは明らかである。

3）間壁鑑定について

間壁鑑定は、織密度によるウエストサイズの推定の方法により、黒色ズボンのウエストサイズを鑑定したものであって、黒色ズボンのウエストサイズが80cmであったとする原決定を覆す新証拠である。請求人が黒色ズボンを履けなかった理由について、元々のズボンのサイズが小さかったことを端的に示す事で、5点の衣類が請求人の物でなかったことが明らかになる。

第6　くり小刀との関係

原第一、第二審判決は、上野・内藤鑑定に依拠して、本件の被害者ら4名はいずれも犯人が「くり小刀」を用いて刺傷し殺傷したと認定している。

これに対し、請求人は被害者の創傷の中には、証拠として提出されている、「くり小刀」では形成され得ないものがあるという押田鑑定を提出した。

しかし、原決定は、新証拠である押田鑑定を理由なく排斥しており、極めて不当である。

第７　裏木戸の関係

本件において、犯人が殺害後、裏木戸の扉の上部止め金を外さぬまま下部の止め金を外したのみで外に出て、再び混合油の入ったプラスチックの樽を携行しながら犯行現場に戻り、そこで混合油をかけた上火を付け、同所から脱出したことになっている。

この点について、弁護人は、裏木戸の扉の上部止め金を外さないまま出入りすることは不可能であることを、２つの鑑定や実験結果を新証拠として提出した。

ところが原決定は、犯行後裏木戸の上部止め金は用をなさない状態になっていたのであるとの誤った認定を前提として、この点に関する新証拠を、明白性を欠くものとして排斥した。

侵入脱出口の問題の重要性について、誤った判断をしているのみならず、再審制度の理念に背く姿勢で新たな事実認定を行ったものである。

これが是正されるべきであることは当然として、弁護人が原審、原々審で繰り返し述べているように、侵入脱出口の重要性は明らかである。そして、弁護人提出の新証拠と旧証拠を総合すれば、侵入脱出口の確定判決の判断に合理的な疑いが生じることは明らかであり、確定判決の本件全体の判断に合理的な疑いを生じさせることに通じる。

３　冤罪は、犯罪発生直後から開始される司法関係者の諸々の活動が正しく行われなかったとき、しばしば発生する。

捜査機関や検察の側により証拠の隠匿、証拠の捏造などがなされて真実がねじ曲げられることもあるが、裁判する側の活動が、諸々の要因により正しく行われないときにも冤罪が忍び寄り、その結果、本件のように無実の一介の市民の中から犠牲者、死刑囚が生まれることになる。

裁判は人間が行うものである以上、誤りを避けることはできない。

しかし冤罪も、およそ人間の諸活動が生み出したものである以上、その後に生きる人間達の諸活動によって正しく是正され、必ず解決されなければならない。やむを得ずして発生した冤罪に対し、これを事後的に救済する手続が再審制度である。

本件においては、即時抗告審に期待した請求人や我々弁護人が、今となって期待すべきものは、もはや最高裁判所しか存在していないと訴えている。

４　特別抗告の申立書は、弁護団によって僅か５日間にて作成されたもので、なお不十分なものであることは否めない。

弁護団としては、さらに追加理由書を平成17年夏頃を目途として提出する予定である。



伊藤和夫弁護士（袴田事件弁護団長）

『東アジア反日武装戦線が予告したもの』の集いに参加して

平野 雄三（求める会 代表）

「一斉逮捕から30年～東アジア反日武装戦線が予告したもの」と題する集いが、去る5月14日の午後、東京・渋谷区千駄ヶ谷区民会館で開催された。

あらかじめ集会案内を見て、これまでの様々な支援集会とは異なる観点からの企画に関心があり、ぜひ参加したいと思った。結果は、期待を裏切らない、すばらしいものであった。このような企画を袴田巌さんの支援の集会にも応用して試みたいと思う。

東アジア反日武装戦線とは

1974年から75年にかけて「東アジア反日武装戦線」を名乗る青年たちが、天皇と日本の戦争・戦後責任を問い、三菱重工・三井物産・大成建設などの海外侵略企業に対して連続爆破を行った。その過程で1974年8月に起きた、いわゆる「三菱重工本社ビル爆破事件」で多くの死傷者（死亡8人、重軽症者385人）が出たことで、広く世に知られている。

当事者が全く予期できなかった程の多くの死傷者を出してしまった誤りについて、後に彼らは苦汁の総括を経て、被害者への謝罪を表明している。

75年5月に一斉逮捕された8人のうち、1人は逮捕直後に自死、3人は「超法規的措置」で釈放され、1人は懲役8年（既に出獄）、1人は無期懲役（服役中）、2人は死刑が確定（「殺意」の有無をめぐって再審請求中）、その後、「超法規的措置」で釈放されたうちの一人がルーマニアから強制送還され、昨年、懲役20年が確定し、服役している。（75年5月の一斉逮捕から7年後に、別の1人が逮捕され懲役18年の刑に服して、03年に出獄している。）

集会は午後1時半から始まった。弾き語り、映像の上映とコメント、対談、発言と報告など、多彩なプログラムで構成され、午後5時の終了時間を大幅に越えた6時半まで続いた。

この集会で特に印象に残ったのは、次に報告する二つの企画である。

ひとつは、永野絵理世さんの「『確定死刑囚　大道寺将司』と『三菱重工爆破事件・あれから（仮題）予告編』と題する映像の上映とコメントである。

永野絵理世（ながの えりせ）さんの父親が、事件当日の爆破で被害に遭った。しかし事件の多くを語らず、絵理世さんは事件をほとんど何も知らなかった。詳しく知ろうと思ったのは、日本映画学校に在学中、授業として取り上げられた死刑問題に関連して、この爆破事件の実行犯グループ・東アジア反日武装戦線の大道寺将司さん（確定死刑囚・再審請求中）を知ったことがきっかけとなって、父に正面から事件を尋ねた。父は爆弾からほんの数メートルの所に居たが、大きな柱の陰になって奇跡的に軽傷で済んだ。何センチメートルか居た場所が違えば、死んでいた。

「私は生まれてこなかったかもしれない」。この思いから永野絵理世さんは事件を調べ始めた。昨年5月に亡くなる直前まで息子への面会を続けてきた大道寺将司さんの母・幸子さんを訪ねて話を聞いたり、事件の遺族から、30年を経ても変わらぬ憎しみを聞いた。

その後、ある撮影現場で日本人が抱いているアジアへの差別を感じ、この「差別構造」から、東アジア反日武装戦線のメンバーが持った問題意識に思いが至った。そこで、この事件を映像に残そうと考えた。映像「確定死刑囚　大道寺将司」は、日本映画学校の卒業制作として撮影したもの。「三菱重工爆破事件・あれから（仮題）」は現在、撮影に取り掛かったばかりで、取りあえず、撮影済みの部分を「予告編」として皆さんに披露した。

「カメラを通して真相に迫りたい。必ず作品として完成させたい」、永野絵理世さんは言葉を結んだ。

もう一つは、鐘下辰男さんと太田昌国さんの、「あるいは友をつどいて」題する

対談である。

鐘下辰男（かねした たつお）さんは、劇作家・演出家である。昨年12月、池袋・東京芸術劇場で、演劇企画集団THE・ガジラを率いて、東アジア反日武装戦線を題材とした「あるいは友をつどいて」を公演。

太田昌国（おおた まさくに）さんは、大道寺将司さんの従兄弟であり、メンバーたちの救援活動を続けてきた。編集業のかたわら、南北問題、民族問題の研究に従事。

二人は共に北海道の出身であり、幼少時代からの生活の中で、身近にアイヌ人に象徴された先住民の問題が存在していた経験を持つ。

鐘下さんは言う。東アジア反日武装戦線のメンバーの多くが北海道出身であり、彼らが活動の過程で「反日思想」に純化していったのは、日常生活の中でアイヌ人への差別を自然に経験していたからだろう、と理解を示す。しかし、彼らのように爆弾を仕掛けようとは思わないし、支持もしない。彼らの起こした事件に正当性を認めようとも思わない。

ただ一つ、彼らの発言のなかで、「私たちは『被害者』でもあれば『加害者』でもある」という二重性の提示に、注目してしまう。

また、事件の爆破前に予告電話を掛けて「避難せよ」と告げたことにも注目し、殺意はなかったが、不慣れな相手側の対応の結果、時間ばかりが過ぎてしまい、避難させることができずに、多数の死傷者が出てしまったことなども、劇中のテーマとして取り上げられた。

太田さんは言う。事件の起きた当時（74年）の時代状況から言って、彼らの思想的な根っこが出てくる必然性はあった。ヒロシマ・ナガサキに代表されるように、日本を戦争の被害者意識で語る一方で、加害者としての意識が希薄だった。ところが、ベトナム戦争を機に、日本が戦争に加担していることが見えて来た。彼らは他のアジア地域との関連の中で、日本の近代を考えようとして、枝葉を切り取って単純明快な形で理論化した。その結果、鋭さが出た一方で、枝葉な部分、つまり人間が社会生活を送る中で生じる迷い、戸惑いまで切り捨ててしまったように思う。

東アジア反日武装戦線のメンバーが30年前に行った「歴史の捉え方」を、今の時点でふりかえることに、必然的になるだろう。敗戦後60年、日本社会は、なぜいまだに、植民地支配と侵略戦争に関わる責任を、アジアの民衆から問われつづけているのか。

そして、日本はアメリカの物量戦争には確かに敗北したが、アジア各地の民衆の抗日戦争に「敗北した」という「記憶」が、なぜ失われているのか。

アジア民衆に対する戦後補償は、どこまでなされてきたのか。この問題意識を失わなければ、私たちは、日本政府の指導者やマスメディアが描くものとは異なる歴史観をもって、戦争を「記憶」し続けることができるだろう。

集会が終わった後、引き続き同会場内で、懇親会が和やかな雰囲気の下で行われた。支援者の手料理で、有機農業による野菜を使ったサラダや炒め物、自家製のソーセッジやビール風味飲料などが振る舞われた。私には、とりわけ黒ビール風味飲料とビター風味飲料が、ギネスも顔負けと思わんばかりに美味に思えた。ついつい会話に弾みがつき、最後まで居残ってしまった。



三菱重工ビル爆破事件 逮捕から30年

カメラ通し真相に迫りたい

死者8人と重軽傷者385人を出した、74年の三菱重工本社ビル爆破事件。実行犯ら8人が逮捕されてから、19日で30年を迎える。世間を騒然とさせた連続企業爆破事件で、"爆弾魔"と指弾された8人たちは何を訴えたかったのか。犯行者遺族の今の思いは……。事件後に生まれた被害者の子供が、真相に迫ろうと、ビデオカメラを回し続けている。【伊藤直孝】

被害者の娘、当時の「記憶」映像に

遺族、元被告を取材

旧三菱重工本社ビルを撮影する永野絵里世さん＝東京都千代田区で

取材しているのは、神奈川県鎌倉市の永野絵里世さん(36)は、企業に勤めた。だんは語らず、んやりと思だった。詳しくのは、日(略)在籍で死刑られたこ業連続爆破事件ーツ、東戦線の大(56)を知父が74年5時45分ごろ社ビル1階

永野絵里世さんを紹介する新聞記事

（毎日新聞夕刊　2005年5月11日（水）

「共に『いのち』を考える―死刑執行停止法の制定に向けて―」東京公聴会～傍聴報告

平野 雄三（求める会 代表）

日弁連の死刑執行停止法案（第１案）を作成し、去る５月28日（土）午後、東京・霞ヶ関の弁護士会館２階クレオにおいて、「死刑執行停止に関する東京公聴会」を開催（主催：日弁連、協力：「死刑を止めよう」宗教者ネットワーク）して、法案を公開した。

公聴会には多彩な発言者と盛り沢山な内容で、閉会が予定の午後５時を大幅に超えた６時過ぎにずれ込んだが、収穫の多い有意義な集いになったと思う。

この公聴会に先立ち、午前にプレ・イベントとして映画「デッドマン・ウォーキング」が上映された。

午後の公聴会は、**岩井信**弁護士と**田鎖麻衣子**弁護士の司会の下、冒頭に主催者を代表して日弁連副委員長・**出口治男**弁護士が開会の挨拶を行い、続いて日弁連・死刑執行停止実現委員会副委員長・**柳重雄**弁護士から、日弁連の死刑執行停止に関する昨今の活動報告と執行停止法案を基調とした報告と提案があった。その他の発言者を発言順に要旨を報告する。

特別報告：**鈴木泉**弁護士

（名張事件弁護団団長）

「名張事件再審開始決定と死刑執行停止」と題して、鈴木泉弁護士は、名古屋高裁の決定は、単に再審開始だけではなく死刑執行停止の決定があり、これは検察側の異議申し立てがあっても、その効力は有効であると強調した。

そして、これまでの再審請求の経過は、いずれも請求直後に棄却されてきた。死刑判決を下し、死刑の判決を維持してきた裁判官が４２人もいて、今も現職の裁判官だ。「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に立っていない。しかも有罪の結論の根拠を明らかにして来なかった。４２人の裁判官が誤った裁判で奥西さんを死刑にして来た。究極の人権侵害を裁判官が行ってきたのだ、と裁判官に対する強い怒りを表明した。

基調講演：シスター・ヘレン・プレジャンさん



シスター・ヘレン・プレジャンさん（左）

映画「デッドマン・ウォーキング」の原作者であるシスター・ヘレン・プレジャンさんが、「アメリカにおける死刑執行停止運動」と題して基調講演を行った。アメリカの最近の活動例として、無実を訴えている確定死刑囚の裁判資料などを、ジャーナリスト志望の学生が綿密な調査を行って、冤罪を証明したことを紹介した。とりわけ、法学関係の学生ではなく、ジャーナリスト志望の学生であったことを強調していたのが、印象的であった。

特別発言：アゴスチーノ・ジョバリーニさん

「死刑執行停止～ヨーロッパからのメッセージ」と題して、聖エジディオ共同体アジア部長のアゴスチーノ・ジョバリーニさんから特別発言があった。私たちは宗教的な立場から活動している。そして、①宗教的な伝統（カトリックとキリスト教）、②非宗教的な伝統（ギリシア・ローマ）という二つの伝統から死刑に反対している。死刑は人間性を弱める。死刑は国を弱める。国は仕返しをする機関ではない。国は暴力を使わない時こそ強くなる。私の住ん

でいるイタリアは死刑のない国だが、極悪な犯罪は、死刑のあるアメリカよりよっぽど少ない。

公聴会～死刑執行停止・私の意見



土井たか子氏

公聴会では、５人の方々が発言した。

最初に**土井たか子**氏（元衆議院議長、死刑廃止を推進する議員連盟顧問・衆議院議員）が、死刑廃止を推進する議員連盟がまとめた死刑執行停止法案の骨格を述べ、①死刑の存廃の是非、②終身刑の導入が必要か否か、③国会に調査会を設けて３年程度で調査を終了させる、④その間、死刑執行を停止させる、と説明した。そして、今日、日弁連が公表して提案した「死刑執行停止法案」と、基本的な考え方はほぼ一致しているので、力を併せて、目的を実現させたい、と発言を結んだ。

２番目に、**土本武司**氏（白鴎大学法科大学院教授、元最高検検事）が祭壇した。土本さんは、今日の「死刑執行停止に関する公聴会」という場に、死刑存置の立場から出席して発言する、数少ない貴重な存在である。


土本武司氏

土本さんは、死刑の存廃は議論の立て方を検討する必要があり、中間の妥協は有り得ないとした上で、①死刑の代替刑の問題。②死刑は固定的な制度ではなく、時代に伴って変化する。③死刑の運用状況を具体的に把握して議論すべきである、④死刑存廃の是非は一部の専門家ではなく、国民の量刑感覚に基づいて判断すべきである、と提案した。

最後に注目すべき発言として、仮にどうしても死刑を廃止するのであれば、既に死刑を廃止している国々の先例を学ぶべしとし、その代表例として、イギリスの死刑代替刑を紹介した。

イギリスの死刑代替刑を【①仮出獄のない終身刑である。②ただし、終身刑で２５年間の収容後に、仮出獄させるか否かを判断する機会を与える。③可の判断が出れば仮出獄させる。④不可の判断が出れば、更に５年の経過後に、同様の機会を与える。⑤以後は③と④を繰り返す】と紹介して、これが実現できれば死刑廃止を受け入れる余地がある、との発言があり、これは注目すべき発言であると受け止めた。

３番目は、**高橋哲哉**氏（東京大学大学院教授・哲学者）の発言を受けた。冒頭に、土本さんの直後に自分の発言の順番が巡ってきたことで、発言しにくいとの冗談を言って会場内を笑わせた。高橋さんは、哲学の観点から死刑廃止の立場であると強調され、哲学の根本も死刑問題であり、ギリシャのソクラテスの死刑や、宗教上でもイエスの処刑が根本にある、との認識を述べた。

そして、「生きていて良い人と悪い人」の選択権が人にはない、と言い、死刑に反対してきたユダヤ人の著名な作家が、著作「エルサレムのアイヒマン」の中で、アイヒマンの処刑を例外的に支持したことは、著者がナチスのホロコーストを批判しながらも、その一方でアイヒマンの死刑を支持したことで、ナチスと同じことをしてしまった。死刑は全体主義の論理であり、応報の論理は成立しない、と結んだ。

４番目に、**雨森慶為**氏（「死刑を止めよう」宗教者ネットワーク世話人、真宗大谷派）が登場した。雨森さんは真宗大谷派の住職であり、真宗大谷派に「死刑廃止を願う会」もあるが、今日は、真宗大谷派が加わっている「死刑を止めよう」宗教

者ネットワーク世話人の立場から発言したい、と述べた。

宗教者の立場から見ると、世の中の多くの人は「自分が犯罪の被害者になることはあっても、加害者になることはない」と思っておられるようだが、これは傲慢である。自分もある日、犯罪の加害者やその家族になるかも知れないと思えば、死刑廃止は身近なこととして考えられる、と前置きして、主として「死刑を止めよう」宗教者ネットワークの近況報告を行った。

０３年１１月に福岡事件の学習、０４年５月に犯罪被害者に関する討論、同年９月に各宗派で死刑廃止の祈りを取り組んだ。今後も「死刑を止めよう」宗教者ネットワークとして、また真宗大谷派内の「死刑廃止を願う会」とともに、死刑の廃止に取り組んでいきたい、と述べた。

最後に、**山花郁夫**氏（衆議院議員、死刑廃止を推進する議員連盟事務局長）の発言となった。自分は元々、議員になる前には予備校で憲法を教えていた。行く行くは憲法学者として身を立てたいと思っていたが、父親の急逝で突然、衆議院議員の道を歩むことになった。衆議院議員になって、予備校での経験がとても役に立っている。


山花郁夫氏

死刑廃止の議論をすると、必ず三権分立が引き合いに出され、死刑廃止は三権分立の憲法に違反すると言われる。しかし、三権分立など憲法には定められていない。

死刑廃止や執行停止の立法が憲法の第何条に反するのか、具体的に指摘してほしい。死刑の執行は行政行為である。死刑廃止や執行停止を国会で法律を制定するのは立法であり、司法権の独立に反することはない、と結び、発言を終えた。

閉会直前に日弁連死刑執行停止実現委員会事務局長・**安田好弘**弁護士が発言して、特別報告、基調報告、公聴会発言のまとめを行った。今日の集いの目的は、日弁連の提言（死刑執行停止案）を広く知ってほしいこと、この提言に対する会場の皆さんの意見を聞くことであり、多くの方々に発言を求めたのも、その一環であった。発言者一人一人の発言要旨を具体的に挙げて、これらにはとても貴重で注目すべき発言があり、今後の死刑廃止・執行停止に役立つと思う、と述べて、今日の東京公聴会をまとめた。

続いて、閉会の挨拶を日弁連死刑執行停止実現委員会委員長・河原昭文弁護士が行い、長丁場になった公聴会の幕を閉じた

「証言・名張毒ぶどう酒事件」

（1987年：東海テレビ製作）を観て

求める会会員　Ｉ．Ｓ



１９６１年（昭和３６年）３月２８日、三重県名張市葛尾で起きた毒物混入ぶどう酒による事件、村の生活改善クラブ「三奈の会」の総会・懇親会で振舞われたこのぶどう酒で死亡者５名、重軽傷者１２名が出ました。同地区にすむ奥西勝さんが犯人とされ１９６９年名古屋高裁での二審で死刑判決（１９６４年一審の津地裁での無罪判決が覆された）をうけ、１９７２年最高裁で上告棄却・死刑が確定しました。

そして２００５年４月第７次再審請求でやっと名古屋高裁の再審開始決定をえることができました。現在、検察側の異議申し立てによる異議審がおなじ名古屋高裁にかかっていますので、先の決定で死刑執行の停止という決定も出ているにもかかわらず名古屋拘置所に拘置されたまま再審開始にはなお時間がかかるという非情な事態が続いています。奥西さんは８０歳になろうという高齢です。

１９８７年に放送された「証言・名張毒ぶどう酒事件」は事件当時に重要な証言をした人々への取材の模様を中心に何らかの圧力・誘導によって証言がおおきく変わっていった点に焦点をしぼり番組のインタビューのなかで重要な証言を引き出すことに成功しています。



まず、問題のぶどう酒を同地区内のＨ酒店から運んだ農協職員Ｒさんは、事件直後の供述ではぶどう酒を「三奈の会」会長宅へ運んだのは事件当日の午後２：３０から３：００ごろとしていました。ところが１ヵ月後の供述では、あれは記憶ちがいで午後５：００頃だったと変更しているのです。ところが当時、Ｒさん本人が書いていた事件当日の行動メモが存在しこれにははっきりと午後２：００時に農協を出発して Ｈ 酒店に向かいぶどう酒を受け取って会長宅へ運んだ事が記されていました。この番組のはじめの方のインタビューでは「時間のことはよく覚えてないし、供述内容を変更したことも憶えていない」の一点張りでしたが、あとのインタビューでそのメモを示されて確認をもとめられると、「書いてある通りですよ」というばかりでメモを見ようともしないで困惑している様子が画面からうかがえました。

また、午後５：００過ぎから公民館にぶどう酒を運んだ奥西さんと一緒だったという Ｓ 子さんの証言では、一度公民館へいって会の準備にとりかかったが雑巾がなかったので自分ひとりで会長宅へ雑巾を借りにでて、奥西さんが一人で公民館に残ったことになっていました（この間にぶどう酒に毒物を入れたとされている）。ところが同じ時刻に会長宅で総会のための炊事仕事をとりしきっていた Ｙ 子さんが、奥西さんが会長宅まえを牛の運動のため歩いているのを見たというまさに奥西さんのアリバイを証明する証言をしているのでした。この証言はのちの再審請求裁判のなかでも証言をして Ｓ 子さんの証言に重大な疑念を投げかけました。さらに別の証言として同じ時刻に公民館の玄関で電気工事をしていたという Ａ さんの証言も収録されています。仮にＳ子さんの証言どおりに奥西さんが公民館にいたとしても一人ではなかったわけです。

また、事件現場から押収されたぶどう酒ビンの王冠の傷が奥西さんの歯型と一致したかのような詐欺的鑑定（顕微鏡の倍率を操作して無理やり両者が一致したかのような細工をしていた）をした松倉氏（番組制作時点では兵庫医科大学の学長）に対し、両者は一致しないとした新たな鑑定結果を示しての取材もなかなかのものでした。

このようにこの番組では具体的に事件当時の事実経過を追いながら関係者にインタビューをして奥西さんへのえん罪を晴らそうと地道な努力が実を結んでいました。単に奥西さんや追われるようにして村を出て名張市内で暮らし、息子の無実を信じて待つ高齢のお母さんへの同情を寄せるだけにとどまらない優れた調査報道番組だったと思います。

活動日誌

5月14日　『東アジア反日武装戦線が予告したもの』集会
（千駄ヶ谷区民会館・平野）

5月18日　『さいしん』第2号発送作業　（品川）

5月24日　『狭山事件の再審を求める市民集会』
（日比谷野音・平野、鈴木）

5月27日　『実況見分調書』勉強会（巣鴨・村崎事務所）

5月28日　『日弁連・死刑執行停止に関する公聴会』
（弁護士会館・平野、武田）

6月8日　定例会　（品川）

6月22日　弁護団会議　（静岡弁護士会・平野、江口）

6月27日　『実況見分調書』勉強会（巣鴨・村崎事務所）

7月1日　八王子医療刑務所見学会（江口、鈴木）

7月2～3日　国民救援会・支援する会主催　現地調査
（清水テルサほか・鈴木）

7月6日　定例会＆『さいしん』第3号編集会議

活動予定

7月27日（水）19時～　巣鴨・村崎法律事務所
『上告趣意書(草案) 勉強会』

8月1日（月）15時～　東京・日弁連会館
弁護団会議

8月7日（水）　浜松
袴田ネット拡大事務局会議

8月10日（水）　19時～　品川・東京食肉市場
求める会・定例会

9月3日（土）　13時～　はーとぴあ清水
袴田巌さんの再審を求める市民の集い
(主催:袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会)

「求める会」ホームページの案内

『さいしん』の過去の記事等を掲載しています。
http://hakamadajiken.hp.infoseek.co.jp/
なお、本会のHPは袴田ネットのHP
http://www.hakamada.net/
袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会
http://blogs.yahoo.co.jp/hakamadajiken
にリンクしております。

『求める会』7月勉強会のお知らせ

本会では毎月1回程度、再審開始に向けた袴田えん罪事件の勉強会を開催します。

次回（7月）のテーマは、

『上告趣意書（草案）を読む』

です。参加をご希望の方は、事前にご連絡ください。

会計報告（2005／5／1～6／30）

	収　入	支　出	備　考	
繰越残高	157,475			
事務費		0		
通信費		5,220		
通信2号製作費		45,364		
資料コピー費		15,516		
口座へ入金		130,000		
寄付(手渡し)	43,000			
小　計	200,475	196,100		
現金残高	4,375			
寄付(5，6月)	66,000		人数	11
年会費(5，6月)	38,000		人数	0
6月末、口座残高	284,000			
合計残高	288,375			

5月，6月も延べ22件の個人・団体の皆様から年会費ならびにご寄付をいただきました。通信の発行や学習会活動の費用等に大切に使わせていただきます。また本会発足以来のご寄付の中には袴田さんのお姉さんやお兄さん達からのものも含まれています。どれほどの支援の活動ができるのかも解らない私供のようなグループにまで律儀にご寄付をいただき大変ありがたい事です。（会計担当：石井）

カンパのお願い

私たち『求める会』は、袴田巌さんの再審開始に向けて様々な活動を行っていますが、まだまだ資金面で皆さんの力を必要としています。どうかカンパのご協力をお願いいたします。

カンパの振込先

郵便振替口座番号：00120－3－410592
口座名称：袴田巌さんの再審を求める会

袴田巌さんの再審を求める会会報「さいしん／第3号／2005年7月12日発行」別添資料
部落解放同盟中央機関紙「解放新聞／第2221号／2005年6月6日発行」より紹介。
会報2～3頁に掲載した「狭山事件の再審を求める市民集会」を、特集を組んで掲載している。また、同集会で連帯の挨拶をした平野雄三（求める会代表）の発言要旨が【裏面左下】に掲載されている。

2005年6月6日　(1)

主張・部落解放へ全国各地で人材育成にとりくもう ②ページ／最高裁による棄却決定批判③ ③ページ／映画日本国憲法 ④ページ／白昼堂どう差別落書 ⑤ページ／狭山再審求め市民集会とデモ ⑥－⑧ページ／婚外子差別からみた戸籍と司法① ⑨ページ／「人権侵害救済法」制定求め中央集会 ⑩－⑪ページ／ハンセン病問題⑫ ⑫ページ

解放新聞

部落解放同盟中央機関紙　編集発行人　組坂　繁之
解放新聞社　大阪市浪速区久保吉1丁目6－12
電話（06）6568-3096　ファクシミリ（06）6567-3096
毎週月曜日発行　1948年7月30日第3種郵便物認可
定価1部 8頁80円 12頁120円　年ぎめ1部4320円（送料別）
郵便振替 00950－3－45126

再審求め市民集会

最高裁の狭山棄却に抗議し

とことん闘う決意こめ

狭山事件の再審を求める市民集会――最高裁の棄却決定に抗議し、えん罪を晴らす42年目の決意をこめて――を5月24日午後、東京・日比谷野音楽堂でひらいた。これは、3月16日付の最高裁の棄却決定に反撃し、とことん闘う決意を固めるもの。市民集会実行委員会が主催したもので、全国から部落解放同盟を中心に住民の会、市民団体、共闘関係者、宗教関係者など4000人が結集した。



市民集会実行委を先頭にデモ行進、日比谷野音～銀座～東京駅で力強く訴えた

工夫こらしデモで訴え

ロックバンド「ミューリー」の前段コンサートで開幕。第1部が棄却決定を批判し司法を問う、第2部が裁判所に言いたい－第3次再審に向けたアピールとつづいた。集会後は、それぞれがおもいおもいのゼッケンを付け、のぼりや傘などに文字を書くなど、創意に満ちたデモを展開した。

開会あいさつで辛淑玉さんは、狭山事件は社会のすべての課題を見せた、だまされないこと、学ぶこと、知ることが重要だ。学んだこと、語る力をつけたことを社会に投げ返すことが、この社会に光を与えること、とよびかけた。また、主催者を代表して組坂委員長は棄却決定は真実と正義に背を向けたものだ、決定の矛盾をはっきりさせ、第3次再審を、と訴えた。

中山武敏・主任弁護人は、手続き内容で不当きわまる決定、新たな新証拠を準備中だ、秋には第3次再審を申し立て、必ず事実調べをかちとる、と決意をのべた。

石川一雄さんは厳しい姿勢で権力と闘う、勝利するまで負けない、力強い支援を、と訴えた。

えん罪はらす 42年目の決意

集会では、棄却決定を出した最高裁を批判するコントをはさんでさまざまな層の人びとからアピールがつづき、最後に鎌田慧さんが各地でさまざまなとりくみを、多くの人びとにとりくみを広げよう、とまとめた。

前日には都内の3か所で情宣を、当日午前には全証拠開示を求めて東京高検に要請行動をおこなった。

（詳報6－8ページ）

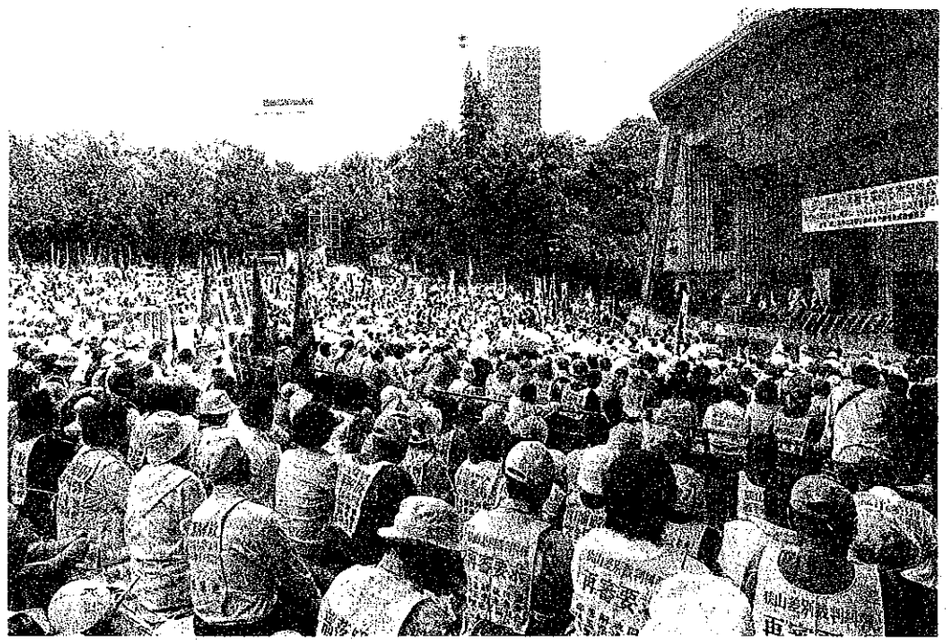
袴田巌さんの再審を求める会会報「さいしん／第3号／2005年7月12日発行」別添資料
「解放新聞／第2221号／2005年6月6日発行」より紹介。会報2～3頁に掲載した「狭山事件の再審を求める市民集会」で連帯の挨拶をした平野雄三（求める会代表）の発言要旨が【左下】に掲載されている。

狭山事件の再審を求める市民集会

～最高裁の棄却決定に抗議し、えん罪を晴らす42年目の決意をこめて

最高裁の棄却決定を批判し司法を問う

今回初めて実行委形式でおこなわれた狭山集会。今号では第1部の中身を中心に掲載する。第2部は次号掲載の予定。



第3次再審に向け闘いのエネルギーがほとばしった

狭山弁護団報告

最高裁棄却決定の問題点



狭山弁護団主任弁護人
中山武敏

今回の棄却決定は、手続き、内容が、不当極まりない。昨年10月29日に最高裁主任調査官と面会したさい、「今年3月末までに新証拠など提出する。その検討のうえで判断してほしい」という上申書を提出し、口頭でも説明した。それにたいし異議ものべなかった。また、3月7日、新証拠として準備していた、教育学者の意見書の原案ができたので、「3月24日に提出したい、主任調査官に会いたい」と最高裁担当書記官にいうと、「了解しました」と返事があった。少なくとも、決定が出るにしても、それ以降だと思っていた。

しかし、3月17日、石川さんが「棄却決定が届いている」と。弁護団事務所に届いたのは、その翌日だった。このような不当な抜き打ち決定をやっている。

棄却決定の内容も、鑑定人尋問、証人尋問、現場検証などの事実調べをいっさいしない。補充書で主張している、証拠構造と自白を再検討すべきとの総論についても、まったくふれていない。捜査の不正、部落差別についてもふれていない。



弁護団あいさつ
辻めぐむ
弁護士・衆議院議員

斎藤正勝鑑定、奥田鑑定についてもまったくふれていない。すべて、真剣に検討していないで不当な決定を下している。

弁護団は不当な決定を絶対許さない。新証拠を準備中だ。秋には第3次の再審を申し立てる。

これまで多くの再審事件が棄却されたなかで再審開始をかちとっている。検察当局は、不当な判決を擁護している。私たち弁護団には事実の力、証拠の力、みなさんの支援がある。必ず事実調べをかちとる決意で弁護団は全員が一丸となって再審への準備をしている。ともにがんばろう。

▼最高裁を批判する声に聞き入る



狭山事件棄却決定と日本の司法



弁護士・狭山事件の再審を求める市民の会代表
庭山英雄

棄却決定の原因は、日本の司法の特徴にある。日本の司法ほど中央集権的に管理統制された裁判所はない。裁判官は国家の役人、裁判官といえどもどうしても国家公務員である限り、国家に目が向いてしまう。日本はそのための工夫をやってこなかった。民主司法実現は、まだまだ不十分。

棄却決定の翌日、記者会見で、棄却決定について裁判所は正義と人権を守るところなのかが問われている、といった。私は、あとに引くつもりはない。みなさんも手をつなぎ闘いぬこう。

えん罪を晴らす42年目の決意



石川一雄

みなさん、42年前の昨日、別件逮捕され、今日まで多くの迷惑をかけた。期待していた特別抗告は棄却されてしまった。私は打たれ強いので、第3次再審請求に向けて厳しい姿勢で、全力で向かっていく。

みなさんのご支援をたまわることになるが、私、石川一雄は勝利まで絶対に負けない。力強いご支援ご尽力を。



石川早智子

第3次に向けての新しい闘いの始まりの日だと思っている。狭山の闘いのうえに、草の根のさまざまな運動が広がっている、まさに狭山に追い風が吹いていると実感していたが、3月16日に棄却決定があった。

石川一雄は「事実調べをしたら必ず無罪になる」と信じている。裁判所をもう少しのところまで追いつめていたのに、もう少しだけ私たちの力がおよばなかったことが残念。

最高裁は、世論の高まりを恐れている。狭山をつぶそうとしているが、つぶされない世論をぜひ作ってください。石川は打たれ強いといったが、これ以上打たせないという声をあげてほしい。この第3次で、裁判を勝たせてほしい。狭山のことを1人でも多くの人に伝えていただきたい。

他のえん罪からのアピール

袴田巌さんは無実だ！　えん罪を訴える死刑再審事件



袴田事件の再審を求める会
平野雄三

袴田事件は、39年前、静岡県で起きたえん罪事件。事件発生当初から「元ボクサーならやりかねない」と袴田さんはマスコミに書かれ、事件発生から50日目、逮捕された。事件から39年間たったいまも袴田さんは獄中にいる。拘禁症状が出て、だれとも面会しない状況。現在69歳、獄中で死んでもらっては大変。生きている間に再審をかちとって、家族の前で喜びを分かち合いたい。

狭山事件は、弁護団も充実している。新証拠も見事だ。これに学びながら、すべてのえん罪事件と連帯して、ともにとりくんでいきたい。